

ハマース結成の理念——『イスラーム抵抗運動「ハマース」憲章』

清水 雅子*

本稿は、パレスチナで活動する「イスラーム抵抗運動 (Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmīya)」、略称「ハマース (Ḥamās: 熱情)」が、1988年8月18日に発表した政治綱領『イスラーム抵抗運動「ハマース」憲章 (Mithāq Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmīya “Ḥamās”)』の全訳である。

I. ハマースの結成と『ハマース憲章』

1. パレスチナのムスリム同胞団とインティファダの勃発

1987年12月14日、ムスリム同胞団 (Jam‘īya al-Ikhwān al-Muslimīn: 以下、「同胞団」と略す)¹⁾のパレスチナ支部は、その闘争部門としてハマース²⁾を結成した。『ハマース憲章』は、結成から間もない翌年に、ハマースがその存在、目的、戦略について初めて包括的に示した綱領であり、今日に至るまでハマースの最重要文書の一つである。

よく知られているように、1928年にハサン・バンナー (Ḥasan al-Bannā) によって結成された同胞団は、36年のアラブ大蜂起 (Thawra al-Filasṭīniya al-Kubrā 大パレスチナ蜂起) 以降パレスチナへの支援を開始し [Awaisi 1998]、45年からパレスチナ支部を開設した [Abu-Amr 1994: 3]。48年の第1次中東戦争での活躍により支持を拡大するも、以降は武装闘争を回避し、社会活動に専念するようになった³⁾。67年の第3次中東戦争後、ガザ地区とヨルダン川西岸地区がイスラエル占領下に入ると、労働市場の開放、名望家の衰退、大学の設立と新政治エリートの誕生といったパレスチナの社会変動 [Robinson 1997: 14-65] と軌を一にして同胞団の社会・政治活動は拡大していった⁴⁾。同胞団の武装闘争回避路線は、パレスチナ・ナショナリズムの興隆の中で、闘争を行っていたパレスチナ解放運動 (ファタハ) などと対立を深めた。さらに80年代の闘争機運の高まりの中、先に離脱したメンバーがパレスチナ・イスラーム・ジハード運動 (Ḥaraka al-Jihād al-Islāmī fī Filasṭīn) として闘争を繰り広げる中、87年12月にインティファダ (民衆蜂起) が勃発し、それに際して同胞団はハマースを結成した。

93年のPLO、イスラエル間の相互承認と暫定自治合意を経て、94年からパレスチナ自治政府が

* 上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科・地域研究専攻 (博士前期課程)

- 1) アラブ世界最大のイスラーム主義運動。今日主流である諸運動の最も主要な思想的・組織的ルーツといえる。1928年エジプトで教師のハサン・バンナーによって結成され、イスラーム復興と外国支配からの解放を目的とした。各国に支部を開設し、今日に至るまで各支部は各国の政治過程において重要な役割を果たしている。
- 2) 特に主要な先行研究として以下を参照されたい。[Abu-Amr 1994; Awaisi 1998; Gunning 2008; Hroub 2000; Jensen 1998, 2009; Levitt 2006; Milton-Edwards 1996; Mishal and Sela 2000, 2006; Nüsse 1998; Robinson 1997, 2004; Roy 2007; Tamimi 2006, 2007; 飯塚 2002; 小杉 1994, 1996; 横田 2006a, 2006b, 2009]。
- 3) ヨルダンに併合された西岸ではヨルダンでの同胞団の合法的地位の恩恵を受け、社会活動を展開した。当時のハーシム王家は、共産主義者やエジプトのナーセル大統領を支持するアラブ・ナショナリストの脅威に対する対抗勢力として、同胞団を寛大に扱っていた。しかし、自由の与えられた社会・教育活動とは違い、対イスラエル軍事活動は禁止された。他方、エジプト軍事占領下に入ったガザ地区では当初、同胞団は最大の政治組織として難民キャンプから生まれた活動家を中核に、急進的な武装闘争を繰り広げていた。しかし、54年にナーセルが大統領に就任すると、同胞団への弾圧を開始し、メンバー数は激減した。同胞団は武装闘争を回避せざるを得ず、それに飽き足らないメンバーは離脱し、パレスチナ解放運動 (ファタハ) を結成した [Hroub 2000: 24-26]。
- 4) 特に、教師であったアフマド・ヤースィーン (Aḥmad Yāsīn) が創設したイスラーム総合センター (al-Mujamma‘ al-Islāmī) が統括するモスク中心の社会組織、大学の学生自治会や労働組合、専門職組合がその主要な活動領域であった。

結成されて以降も、ハマースは自治の枠組みに反対し、闘争を継続してきた。しかしながら、他方で2003年から短期的停戦を行い、加えて2004年から地方選挙、2006年にはパレスチナ立法評議会選挙に参加し、勝利を収めた。

2. ハマースの結成と『ハマース憲章』の発表

同胞団は、ハマース結成以前から、複数の名の下で武装闘争を開始しており [Hroub 2000; Mishal and Sela 2000; Tamimi 2006]、インティファダの勃発と同胞団による参加の時期については議論があるが⁵⁾、後にハマースは、インティファダ勃発後の1987年12月14日にガザの同胞団指導者が対イスラエル抵抗運動を呼びかけた声明を結成の発表としている。この声明は、12月8日にガザからのパレスチナ人労働者を運んでいた二台の車にイスラエルのトラックが衝突して労働者が死亡した事件と、それに対するパレスチナ人の抗議デモからインティファダが発生した事態を受け、同胞団指導者が9日に行った緊急会議によって決定された [Abu-Amr 1994: 63; Tamimi 2007: 30]。

結成の決定は、長年にわたる同胞団内部の激しい議論の結果であった。一方に、社会のイスラーム化を優先しようとする、主に占領以前からの古参同胞団メンバー、指導者が存在した。他方には、占領下でナショナリズムの高まりの中で世俗派と激しい政治的競争を繰り広げ、武装闘争への参加を訴える若い世代、それに加え以前から祖国解放闘争の再開を視野に入れて活動してきたヤースィーンら指導者 [Tamimi 2006: 15-51] がいた。そこで、87年のインティファダ勃発は、同胞団内部で拮抗してきた二つの潮流のうち、後者の発言権を拡大することとなった [cf. Gunning 2008: 38]。蜂起が重要性を増す中、参加しないことは運動の存続にとって致命的だったからである。しかし、蜂起への参加が同胞団の社会組織を弾圧の危険にさらすのではないかという前者の危惧は、後者にも共有されていた。そのため、闘争に乗り出す組織と同胞団との関係性は当初は明らかにされなかった。二つの潮流の対立に見られるように、ハマースの結成は運動のアイデンティティ、存在意義にとっての焦点であり、ハマースが影響力を拡大している今日の視点からも極めて重大な出来事という。

結成当初からハマースは、パレスチナ解放機構 (PLO) 中心のインティファダ国民統一指令部と一線を画した独自の指令系統により、ナショナルな動員をめぐる PLO と激しく争った [Mishal 1989]。その中で、自らの存在と目的、方法論、立場を明確にすべく、88年8月に『ハマース憲章 (以下、「憲章」)』が発表された。Tamimi は、『憲章』は多数の指導者が投獄中に起草され、著者は当時ガザの同胞団の指導者であったアブドゥル・ファッターフ・ドゥハーン (‘Abd al-Fattāḥ Dūkḥān) と考えられるとしているが [Tamimi 2006: 150-151]、起草者については議論がある。

3. 『憲章』をめぐる議論と今日的位置づけ

『憲章』は、序章、第1章「運動の概要」、第2章「目的」、第3章「戦略と手段」、第4章「対する我々の立場」、第5章「歴史の証明」、結語から構成される。その序章において、以下のように同文書の位置づけを示している。

これはイスラーム抵抗運動 (ハマース) の憲章であり、その形態を示し、そのアイデンティティ (huwīya) を明らかにし、その立場を表明し、その目的を明確にし、その希望について話

5) Tamimi は、同胞団が少なくとも83年から闘争の準備を進めていたとする [Tamimi 2006: 45-51]。

し、その助力と支援、その陣営への加入を呼びかけるものである。

『憲章』は、ハマースの思想を包括的に示したものとして注目を集め、多く引用されているが、各国の政府関係者、メディア、研究者に引用される際、『憲章』に見られるとされる「狂信性」、「暴力性」、「過度の宗教色」、「反ユダヤ主義」がしばしば強調される。そこに示されたイデオロギーは今日のハマースと一致しない点も多く、主要な先行研究⁶⁾は、この点に注意を促しつつ分析の対象としている。Hroubは、『憲章』が紛争を宗教的なものとして捉えたのに対し、それ以後のハマース指導者の発言は、占領の諸次元により焦点を当て、基本的な課題は占領の終結であるとの立場をとっているとする〔Hroub 2000: 43–44〕。Tamimiもこの点を指摘して、ハマースを助けるというよりむしろ妨害する『憲章』については、ハマース内部で改定論議が進んでいるとする〔Tamimi 2006: 147–156〕。実際に指導者から引用されることは稀であり、言及される場合でも、メディアの質問に答える形がほとんどである⁷⁾。現在の政治局長であるハーリド・ミシュアル（Khālid Mish'al）も、『憲章』のような過去の文書によってハマースが全て判断されることに不満を表明した〔*The New York Times* 2009 (May 5)〕。

先行研究や今日の指導者の発言にあるように、『憲章』をもって今日のハマースの戦略を理解することは困難であり、歴史的な文書としての意義が主である。すなわち、『憲章』はパレスチナのイスラーム主義運動とパレスチナ政治の両方にとっての重大な転換期に起草され、当時の状況を理解する上で極めて重要な文書なのである。他方で、『憲章』は依然として、今日のハマースを理解する上でも立ち返って再読する価値のある文書である。第1に、同文書はハマースのイデオロギーを総合的に示す数少ない資料の一つである。第2に、結成から今日に至るまで、ハマースをとりまく政治状況の中で、その戦略がどう変わり、何が維持されたのかを理解する上で、結成の理念を表現している『憲章』を考察対象とすることは極めて重要な作業である。そのため、本稿はこれまで邦訳されてこなかった同憲章を全訳し、理解を進めるための一つの試みである。

II. ジハーダの主体、基盤、意義——『憲章』にみるハマースの理念

ここではハマースの目的と方法論を、『憲章』を引用しつつ、特にジハーダの主体、基盤、意義に焦点を当てて考察する。

1. 誰がジハーダの担い手か

ハマースは、自らを「パレスチナにおけるムスリム同胞団支部の一翼」として（第2条）、そのパレスチナ性と普遍性について以下のように述べる。

イスラーム抵抗運動はパレスチナ独自の運動であり、神に身を捧げ、イスラームを生き方として採用し、パレスチナ全土に神の旗を掲げるために行動する。……（第6条）

世界のあらゆる場所でイスラーム抵抗運動の方法を採用し、その支援、その立場の受容、ジ

6) 例えば〔Abu-Amr 1994; Hroub 2000; Milton-Edwards 1996; Mishal and Sela 2000, 2006; Tamimi 2006; 小杉 1996; 横田 2006a〕など。

7) 例外としては、2007年12月、ハマースの軍事部門イッズッディーン・カッサム旅団（Katā'ib 'Izz al-Dīn al-Qassām）がウェブサイトでハマース結成20周年の特設ページを開設した際、『憲章』の全文を掲載するということがあった。<http://www.alqassam.ps/arabic/>

ハードの強化のために行動するムスリムの広がりによって、運動は世界的運動(ḥaraka ‘ālamīya)である……(中略)……イスラーム抵抗運動は、シオニストの侵攻に対峙するジハードの鎖の一部であり、1936年における殉教者イッズッディーン・カッサーム(al-shahīd ‘Izz al-Dīn al-Qassām)とムスリム同胞団の中の彼の同胞のジハード戦士による〔ジハードの〕開始につながれ、結びつけられている。さらに、他のパレスチナ人のジハード、1948年の戦争におけるムスリム同胞団のジハード、そして1968年のムスリム同胞団のジハード作戦やその後の鎖につながれ、結びつけられている。……(第7条)

このように、ハマースは自らをイスラーム主義的傾向を持ったムスリムによるパレスチナ解放闘争の歴史の一部であるとして、そのパレスチナ性(独自性)と普遍性の結合を試みている。この議論では、パレスチナのために闘争するあらゆるムスリムが主体として扱われている。第15条では運動の戦略として「敵がムスリムの土地の一部を収奪する時、全てのムスリムにとってジハードが個人義務⁸⁾となる。」と述べている。その中でハマースが占める位置については、以下のように定義する。

世界的シオニズムとの戦場において、イスラーム抵抗運動は自らを、急先鋒、あるいは道への一歩と見なす。そして運動は、自らのジハードを、パレスチナの領域で行動する全ての者たちのジハードに結合させる。これは、アラブ・イスラーム世界レベルでの歩みによって後に続かなければならない。(第32条)

このように、闘争の主体は、全てのムスリムでなければならないものの、実際にはハマースが中心的役割を担うことが主張されている。この二段階の論理は、社会のイスラーム化に専念した同胞団時代には不要のものである。ここに、結成当初からハマースが、パレスチナ人が主体と定義される運動であることが表明されている。これは、同胞団がその中で急激に発展した占領以降の状況自体が、アラブ諸国にもはや頼ることができず、パレスチナ・ナショナリズムを軸に各政治党派が競うものとなったことを反映している。

そこで、もう一つ問題となるのは、ジハードの担い手はどのような枠組みでそれを遂行するかということである。第4章は、他の諸派との関係を扱うが、特に注目されるのはPLOとの関係である。

パレスチナ解放機構〔PLO〕はハマースに最も近い仲間(aqrab muqarrabīn)の一つである。そこには、父、兄弟、親戚、そして友人がいるのである。ムスリムは父、兄、親戚、あるいは友人に背を向けるだろうか。我々の祖国は一つであり、我々の苦難は一つであり、我々の運命は一つであり、我々の敵は共通している。〔ただ、〕PLOの結成を取り巻いていた状況、アラブ世界で支配的であった思想的混乱、十字軍の敗北以来アラブ世界の影響下で起こった思想的侵略、オリエンタリストの強化、宣教、そして植民地勢力に影響され、機構は今なお世俗主義に基づく国家思想(fikra al-dawla al-‘almānīya)を採用している。我々はこのようにとらえている。世俗主義思想は宗教思想(al-fikra al-dīnīya)と全く相容れない。立場、行動、決定がなされるのは思想の上にある。……(中略)……パレスチナ解放機構がイスラームをその生き方

8) イスラーム法において、共同体のうちの誰かが行えば他の者は免除される連帯義務と、共同体の全ての個々人が行わなければならない個人義務のうち、後者を指したもの。

として (ka manhaj hayā) 採用する日には、我々はその兵士となり、その敵を焼き尽くす炎の薪となろう。…… (第 27 条)

ここでは、PLO と激しい主導権争いを繰り広げたインティファダの文脈を反映し、両者の立場が全く異なることを強調する一方、共通の運命にある PLO がイスラームをその生き方として採用する場合は即座に加わる準備があることを示唆している。実際に PLO は何度もハマースに PLO への加盟を要求してきたが⁹⁾、2005 年までハマースがそれを承諾することはなかった。

2. 何がジハードを準備するのか

ハマースは、真実が歪められ、国が占領されている状況を、「イスラームが生活の現実 (wāqī‘ al-hayā) から消失し」たことの帰結として捉え、運動の「目的は、誤りと対決し、それを打ち破り、それを無効にすることで、真実が優越し、祖国 (al-awṭān) が戻り、モスクの上からイスラーム国家樹立 (qiyām dawla al-Islām) を宣言し、人々と全ての事が正しい場所に戻るようにすることにある。……」とする (第 9 条)。ここでは、社会のイスラーム化、祖国解放、イスラーム国家の樹立が段階的に連関するものとして提示されている¹⁰⁾。この目的の達成のための「戦略と手段」として、次のように議論している。

イスラーム抵抗運動は、パレスチナの地は復活の日まで、ムスリムの全世代に遺されたイスラームのワクフ地 (arḍ waqf al-Islāmī) であると信じる。それ、ないしその一部を放棄すること (al-tafrīt)、あるいは、それを、ないしその一部を譲渡すること (al-tanāzul) は誤りである。…… (第 11 条)

パレスチナをワクフということにより、自らがあくまで、「[地中] 海から [ヨルダン] 川まで」、英国委任統治領パレスチナにあたるパレスチナ全土の解放という目標の正統性を担保し、かつ、その計画への自らのコミットメントの信頼性を高めているのである。

ワタニーヤ (al-waṭanīya 愛国主義) は、ハマースの観点からは宗教信仰箇条 (al-‘aqīda al-dīnīya) の一部である。…… (第 12 条)

パレスチナの一部を放棄することは、宗教の一部を放棄することである。(第 13 条)

このように、ワタニーヤを信仰箇条に数えることで、パレスチナの全土解放堅持の立場をいわば敬虔さの表れとするのである。ここで上述のように、ジハードが全てのムスリムの個人義務となるが、そのための世代を準備する上で、かつジハードを継続する社会の維持のために、イスラームが重要となる。

9) 90 年の「ハマースからパレスチナ民族評議会 (al-Majlis al-Waṭanī al-Filasṭīnī; Palestinian National Council: PNC) の再組織に向けた準備委員会の委員長ならびにメンバーへの覚書」[Hamās 1990] では、ハマースが PNC (PLO の最高意思決定機関) に参加する、すなわち PLO に加盟する条件として、主に以下を挙げた。PNC がイスラエルを承認せずパレスチナ全土開放路線とそのための軍事的手段を担保すること、そして PNC メンバー選出は選挙で行うこと、そしてそれが不可能であるならハマースが社会で得ていると思われる 40 ~ 50% の議席を配分することである。

10) 「個人、家庭、社会と段階を追ってイスラーム化を進めてい」き、「国家のイスラーム化は、社会がイスラーム化する以上は自然に達成される」とする同胞団の段階主義 [横田 2006b: 47] を継承するものである。

我々の地域においてイスラーム的な世代教育が必要である。それは、宗教的義務の実践、神の書〔クルアーン〕の熱心な勉強、預言者のスンナの勉強、信頼できる資料から、そして専門家や学者の指導の下でイスラームの歴史と遺産を学ぶこと、またムスリムに思想と信仰において正しい理念を与えられるカリキュラムの使用に基礎をおいたイスラーム教育である。……(中略)……それでジハード戦士のムスリムが、彼の一生の時間において、その目的、意図、道、彼の周りで起こることについて知識を持って生きることができるようにするのである。(第16条)

ムスリムの社会は相互保障的社会(mujtama' mutakāfil)である。……(中略)……男性と女性、年配の人と子供を区別しないナチのような邪悪な敵と対峙する社会は、まずイスラーム的精神を身につけなければならない。我々の敵は集団懲罰¹¹⁾の手法を適用しており、……(中略)……このような行為に対しては、人々の間で社会的連帯が優勢にならないといけない。(第20条)

ここで同胞団時代から続いてきた社会のイスラーム化は、抵抗運動世代を育成し、占領下で社会の耐久力を維持する基盤として位置づけられるのである。

3. なぜジハードなのか

ここで目的達成のための手段としては、ジハードのみが許容される。

パレスチナ問題の解決のためのイニシアティヴと、平和的解決、国際会議と呼ばれるものは、イスラーム抵抗運動の信条と相容れない。パレスチナの一部を放棄することは、宗教の一部を放棄することである。……(中略)……イスラーム抵抗運動は、会議がそこから構成されているところの諸勢力、ムスリムの大義に関する彼らの過去と現在の立場についての運動の認識から、この会議には、要求を実現し、権利を回復させ、あるいは抑圧された人々を公正に扱う力があるなどとは思わない。……(中略)……パレスチナ問題の解決は、ジハードによるしかない。(第13条)

イニシアティヴと、平和的解決、国際会議が拒否されるのは、これらがパレスチナ全土解放を志向するのでなく、一部を放棄することを志向するとの認識ゆえである。ワタニーヤを信仰箇条とするハマスから見て、国際会議等の受容は宗教の一部の喪失となる。ここで、67年に占領された東エルサレムを含む西岸地区とガザ地区のみでのパレスチナ国家建設を目指すPLOのミニ・パレスチナ国家構想、および、それを前提としてパレスチナの一部で自治を開始するPAの枠組みは、受け入れられないこととなる。

Ⅲ. 抵抗と統治の間で——『憲章』の理念とハマスの実践

2006年1月のパレスチナ立法評議会(PLC)選挙に参加したハマスは、ファタハに対して圧勝し、

11) 武装闘争に対してのみならず、日常的・継続的にパレスチナ社会全体に対して行われているイスラエルの占領政策を指すと考えられる。

政権運営を担うこととなった¹²⁾。パレスチナ全土解放を主張し、PA の枠組みに反対し、直接参加することを拒否し続けてきたハマースが、その方法を変容させていることは疑いを入れない。結成当時の『憲章』に示された理念と、ハマースの実践が立脚する立場はいかに連続し、あるいは乖離しているのだろうか。それを理解するため、ハマースの PLC 選挙参加が決定した 2005 年 3 月 17 日のカイロ宣言 (I'ān al-Qāhira)、PLC 選挙、その後の内閣発足を補助線として考察する。

カイロ宣言は、ファタハ、ハマースを中心とするパレスチナ諸派¹³⁾ が、エジプトの仲介によって結んだ合意である。2000 年以降のアクサー・インティファダ (Intifāda al-Aqṣā) で機能不全に陥った PA とその対イスラエル関係の状況打開、その前提としてのパレスチナ諸派間の合意を目指し、2002 年 11 月からカイロで断続的に続けられてきた対話¹⁴⁾ が宣言として実を結んだものである。6 項目からなる同合意の主な内容は、パレスチナの不変の原理への忠誠とパレスチナ人の抵抗の権利の確認 (第 1 項)、一年間の停戦合意 (第 2 項)、PLC 選挙への比例代表制導入とハマース、PIJ の選挙参加の合意 (第 4 項)、PLO の唯一正統代表性承認とハマース、PIJ の加盟の合意 (第 5 項) である。「カイロ宣言に立ち返る」ということは、ハマースの指導者からしばしば主張されており、今日のハマースを理解する上で重要な文書と考えられる。

1. 闘争の枠組みの内部からの改革——主流派としての PLO 参加

上述のように、ハマースは『憲章』の時点で、パレスチナ人が主体であることによって定義づけられる運動であることを表明した。アラブ・イスラーム世界との連帯の強化を試みつつ、パレスチナ人が抵抗の担い手であるという主張は今日も行われるが、今日の指導者の発言では後者により力点が置かれている。ムサー・アブー・マルズーク (Mūsā Abū Marzūq) 政治局副局長は今日のハマースのあり方を次のように示す¹⁵⁾ [Islam Online 2008]。

我々は国民国家の時代に生きている。……国民国家が近年衰退しているというのはヨーロッパでの話であり、この地域ではむしろ日々強化されている。……理論的には、ハマースはパレスチナの大義は全てのムスリムが護るべきイスラームの大義であると見ている。しかしながら、同時に我々は全てのムスリムの国、共同体がパレスチナの大義のために等しい責任を負わなければいけないとは考えない。なぜなら、彼らは異なる状況の下に生きているからである。……今日の分裂の現実と国民国家のドグマの流布は、それぞれのムスリム国民がパレスチナの大義

12) 大選挙区・比例代表並立制で、議席配分は全国 16 区の大選挙区で 66 議席、全国 1 区の比例区で 66 議席。比例ではハマース 29 議席、ファタハ 28 議席とほぼ同数、大選挙区でハマースが 45 議席、ファタハが 17 議席と大きな差がついた。結果ハマースは 132 議席中 74 議席を獲得し、45 議席のファタハを圧倒した。

13) ファタハ、パレスチナ解放人民戦線 (al-Jabha al-Sha'biya li-Tahrir al-Filasṭīn; Popular Front for the Liberation of Palestine; PFLP)、パレスチナ解放民主戦線 (al-Jabha al-Dimuqrāṭiyya li-Tahrir al-Filasṭīn; Democratic Front for the Liberation of Palestine; DFLP)、パレスチナ民主同盟 (al-Ittiḥād al-Dimuqrāṭi al-Filasṭīn; Fidā; Palestinian Democratic Union; FIDA)、アラブ解放戦線 (Jabha al-Tahrir al-'Arabiyya; Arab Liberation Front; ALF)、パレスチナ解放戦線 (Jabha al-Tahrir al-Filasṭīniyya; Palestinian Liberation Front; PLF)、パレスチナ人民闘争戦線 (Jabha al-Nidār al-Sha'bī al-Filasṭīn; Palestinian Popular Struggle Front; PPSF)、パレスチナ人民党 (Hizb al-Sha'b al-Filasṭīn; Palestinian People's Party; PPP)、パレスチナ解放人民戦線総司令部派 (al-Jabha al-Sha'biya li-Tahrir al-Filasṭīn- al-Qiyāda al-'Āmma; Popular Front for the Liberation of Palestine- General Command; PFLP-GC)、人民解放戦争志願組織サーイカ軍 (Munazzama Talā'i Harb al-Sha'biya Qūwāt al-Sā'iqa)、ハマース、PIJ。

14) カイロ対話は 2002 年 11 月 9～13 日から始まり、この回はハマース、ファタハ以外のパレスチナ諸派は不参加であった。その後はオマル・スレイマーン (ʿUmar Sulaymān) エジプト情報局長官の仲介の下、諸派も含めて対話が行われた。2003 年 1 月 24～27 日に開催、6 月 29 日からの 6 週間の停戦を経て、12 月 4～7 日に開催、2005 年 3 月 15～17 日に開催された。今日も対話の枠組みは継続している。

15) これはイスラーム・オンラインが、ハマースの指導者に対して読者から募集した質問をもとに、マルズークにインタビューを行った際の発言であるが、同インタビュー記事はアラビア語版イスラーム・オンラインでは大幅に短い抜粋のみでしか公開されなかったため、ここでは英語のものを使用した。

に対する等しい責任を共有することを不可能にしている。……それゆえ、ハマースは抵抗の先頭に立つことを決心した。ただし、それはパレスチナ内だけにとどめる。そして、それぞれの計算と状況に鑑み我々と協働したいという人々のあらゆる種類の支援を歓迎する。

ここには、結成から20年間、継続する国民国家の制度化が実際にパレスチナ解放闘争のあり方に及ぼす影響への現実的な認識が表れている。外的権威からの自立を目指す、例えば「占領地解放運動」は、実際にナショナリズムの形態をとることが多いにしても、必ずしも「ナショナリズム運動」と同義ではないが[cf. 中野 1989: 240-242]、ここに、運動が「ナショナルな」ものになる契機が存在する。マルブークの考察は、イスラーム主義運動がナショナルな課題に取り組む契機に関するアサドの見解¹⁶⁾と一部対応している。

『憲章』で強調されたムスリムによる抵抗の枠組みより、パレスチナ人の抵抗運動の枠組みが重要となる。そこでPLOがその選択肢としてあるが、ハマースの対PLO関係の転換点は2005年のカイロ宣言であった。

出席者たちは、PLOはパレスチナ人の唯一正当代表(al-mumaththil al-shar‘ī al-wahīd lil-sha‘b al-Filasṭīnī)であるため、あらゆる勢力とパレスチナ諸派がその中に合流するために決定がなされる基本原理(usus)を土台としてPLOを発展させることに合意した。(第5項)

この新しい立場は、2006年のPLC選挙後の3月に、イスマール・ハニーヤ(Ismā‘īl Hanīya)首相が行った内閣所信表明演説[Hanīya 2006]でも踏襲されている¹⁷⁾。

我々はPLOを、我々の人々の希望と権利の獲得のための継続的な自己犠牲(tadhīyāt)が具現化された枠組み(iṭār)と見なし、我々が誇りとする蓄積した闘争のモデル(‘unwān)を形成するものと考え、PLOを維持するよう努める。我々は協議と対話を通じて、その発展と改革のため努力する。ここで我々は、これに必要な手続きの実施を急ぐことの必要性を確認する。活動しているあらゆるパレスチナ組織、勢力が入ること、健全な民主主義の基盤に向けてPLOの組織構造を修正すること、政治的パートナーシップが実現することが、その保障となる。それ[PLO]を在地、在外の全パレスチナ人がその保護のもとに入る(yastazill)大きな傘——彼らを代表し、彼らの利益を保護し、そして彼らの関心事を負い、彼らの困難に取り組む、彼らの祖国の権利を守る傘——とみなしてとみなして[そうするのである]。

ここで、結成以来、PLOへの加盟要求に拒否を示し続けてきたハマースが2005年にそれを認めたことの要因は、主にPA結成以降のパレスチナ政治の動態の中で、ハマースがPLOに対して徐々

16) 「国民国家は、全ムスリムの境遇にとつてきわめて重要なものとなっている。イスラーム主義に『ナショナリスト』の風貌があるのは、この国家主権主義的プロジェクトのためであって、彼らが宗教的思想と政治的思想とを融合させていることによるのではない。現代の中東史においては、ほとんど常にイスラーム主義がアラブ・ナショナリズムの後を継ぎ、国民国家と直接に取り組むようになったが、それをナショナリズムの一形態と見なすべきではない」[アサド 2006: 260]。

17) これは、2006年6月にハマースとファタハ間の緊張が高まっていたことを背景に、諸派間の和解を目指して起草された「挙国和解文書」でも強調されている。この文書は投獄中の各党派の指導者によって書かれたものである。「2005年3月にカイロで合意されたことを達成するための努力の加速。すなわち民主主義の原理に基づくPLOの発展と再活性化、そして全ての勢力、党派のPLOへの合流(indimām)に関わるもので、それはPLOの我々の人民[パレスチナ人]の唯一正統代表としての立場を定着させるものである……」[Faṣā‘il al-Filasṭīniya 2006]。

に優勢になったことによって PLO 加盟の意味合いが変化したこと求められる。この過程は主に、PA の結成と元在外 PLO 優位の再配分、PA の腐敗とハマース系慈善組織の効果的活動、PA 在任者に対する反対派の形成、アクサー・インティファダで「闘争のモデル」[Gunning 2008: 50] となったハマースの影響力拡大、治安を確保できない PA に対するイスラエルの PA インフラ破壊を通じて起こった。そこでファタハは PA に自らの命運を託していたのであり、そこで PA 在任者のハマースに対する劣勢は、ファタハのハマースに対するそれとなった。この状況で PLO に加盟することは、敗北した少数派としてではなく主流派として入ることであり、それは PLO に自らを従属させるというより、内部から改革を行う可能性を開くものであったといえる¹⁸⁾。

2. ジハードから抵抗へ——抵抗の一部としての停戦と政治参加

『憲章』では、パレスチナ問題の解決はジハードによるしかない、と述べられていた。他方で、結成後数年の間に、イスラエルとの停戦案が主張されるようになる。アフマド・ヤースィーンは 93 年に、「我々は、イスラエルが無条件に西岸、ガザ、エルサレムから撤退し、1967 年の境界に戻り、パレスチナ人に彼らの将来を決定する完全な自決の自由を許すことを条件に 10 年か 20 年の停戦合意を結ぶことができる」[*al-Wasaʿ* 1993 (Nov. 11)] とした。ここで述べられているのはあくまで停戦 (*hudna*)¹⁹⁾ であり、イスラエルの承認を示唆するものではない。そこで指導者はしばしば、全土解放路線を放棄したのではないことを強調する。

これまで上述の条件が揃うことはなく、この意味での停戦は実効したことはない。しかし、短期的な停戦としての「静穏 (*tahdi'a*)」については、実際にこれまで、1995 年の後半に非公式の停戦²⁰⁾、2003 年 6 月からの 6 週間²¹⁾、2005 年 3 月からの 15 ヶ月間、2008 年 6 月からの 6 ヶ月間、2009 年 1 月以降、それぞれ停戦が結ばれてきた。これらは、ハマースが闘争継続のために必要不可欠とする世論の動向、そして軍事的な疲弊の度合いを考慮して行なわれてきた。

ここでハマースは、全土解放路線を放棄したわけではない。このことは、カイロ宣言の文面にも体现されている。1 年間の停戦（静穏 *tahdi'a*）は第 2 項で扱われているが、第 1 項は以下のように述べる。

集まった者たちは、パレスチナの不変の原理 (*thawābit al-Filasṭīniya*) にいかなる軽視もせずには忠実であること、そして占領の終結、完全な主権を有するパレスチナ国家樹立、その首都としてのエルサレム、難民の故郷と財産に対する回復権の保障のためのパレスチナ人の抵抗の権利 (*ḥaqq al-Sha'b al-Filasṭīnī fi-l-muqāwama*) を確認した。(第 1 項)

このように、パレスチナ人の抵抗の権利の保持を前提として停戦合意を結ぶことが明確になされているのである。ここでは、後述のその他の文書および発言と同様に、ジハードは強調されず、「抵

18) ミシュアル政治局長は、ハマースが加盟する PLO を「3 番目の PLO (*Munazzama al-Tahrīr raqm 3*)」と呼んだ[*al-Ahrām* 2005 (Mar. 30)]。1 番目とは 64 年にエジプトのナセル大統領の後ろ盾の下に作られた PLO のことであり、2 番目は 67-68 年以降ファタハが主導してきた PLO、3 番目がハマースが加盟しファタハの独占を終焉させ改革する PLO とする。

19) 合意された期間、非ムスリムの敵との戦闘を停止するために行われる、イスラーム法において正当で拘束力のある合意であり、一度結ばればその義務の完遂は宗教的義務になるとされる。そして相手側が破らない限り、ムスリムの側からそれを破ることは許されないとされる。

20) 95 年の停戦は自治開始の準備を問題なく進めるための不文律であり、明確な期間は存在しなかった。

21) 2003 年の停戦合意については、実際に仲介にたずさわった著者 Crooke の共著 [Milton-Edwards and Crooke 2004] に詳しい。

抗」の一環として停戦が位置づけられる。さらに、ハマースの PLC 選挙への参加が決定したのも、この前提の上で理解されよう。この合意のファタハ側の代表はマフムード・アッバース (Mahmūd ‘Abbās) PA 大統領であり、イスラエルと実質的に治安協力を行う立場にある大統領が、実際に抵抗の権利について合意したことになる。ここで、PA の制度的枠組みへの直接的な参加は、ハマースの立場との一貫性を有していると主張することが可能となる。この意味では、アクサー・インティファダがオスロ和平プロセスの失敗を強く印象づけたことも重要であった。ハマースの選挙リストである「変革と改革 (al-Taghīr wa al-Iṣlāh)」は、その選挙綱領において、以下のように述べる [Qā’ima “al-Taghīr wa al-Iṣlāh” 2006]。

アクサー・インティファダによって新たな現実が生み出され、オスロの計画は過去の歴史となった。(結語)

我々はイスラームの最も重要な前衛の一翼を担っているという確信が故に、闘争を行うパレスチナ人と神聖・公正なる大義に対して我々が負う責任が故に、勇敢なるパレスチナ人の苦難の軽減、抵抗の強化、腐敗からの防衛のために、パレスチナ人の現状改革に貢献するという我々の義務が故に、国民統合を強化し、パレスチナ国内の戦線を強化するという希望が故に、我々は 2006 年パレスチナ立法評議会選挙への参加を決定した (序章)

このように、政治参加も停戦と同様、抵抗を強化するものとして位置づけられている。

他方で、ハマースの選挙参加の決定は、上述のファタハとの権力バランスの変化を反映し、この合意において自らに有利な選挙参加条件を認めさせることに成功したことが最大の要因であったと考えられる。第4項では、PLC 選挙に比例代表制を導入すること、それに基づいて実施される選挙にハマース、PIJ が参加することが合意されている。ハマースが96年の第1回 PLC 選挙への参加を見送った背景には、PA の枠組みへのイデオロギー的反対だけでなく、不利な条件での参加となってしまうことへの危惧があった [Mishal and Sela 2000: 133–138]。運動が政治参加した場合、それがうまくいっている間は参加への反対者もその路線に足並みを揃えるが、結果が見えない場合には運動が分裂することはありうる [Klandermans 1997: 108–109]。ファタハに比較すると依然として支持の少ないハマースにとって、比例代表制導入はハマースの議席獲得に有利であり、政治参加の結果を確保することは、運動の結束にとっても重要な条件であったといえよう。

3. 抵抗と統治の間で——『憲章』の理念とハマースの今後

以上のように、ハマースの実践が立脚する立場を『憲章』の理念に照らし合わせると、そこには基本的な原理において一貫性を保持しつつ、政治的機会の変容に応じて以前からの原理を新たな枠組みの中に再定義してきたことを指摘できる。『憲章』においてジハードは唯一の手段であったが、その後の動態の中で、より大きな枠組みである「抵抗」の中に、ジハードのみならず停戦や政治参加を抵抗に資するものとして位置づけてきたのである。

しかしながら、政治参加の道を選んだハマースが、抵抗と統治を解き結ぶ試みにおいて、今のところ成功しているとは言い難い。2006年3月にハマース主導の内閣が発足したが、「ロード・マップ」²²⁾ 実現を目指す和平仲介者のカルテットがハマース政権に求めた条件は、第1にイスラエルの

22) 2003年4月30日、米国、ヨーロッパ連合、ロシア、国連からなる中東和平仲介「カルテット」が発表した和平案。

承認、第2に暴力の放棄、第3に過去の合意の順守であった。これらの条件は、ハマースが立脚する立場から到底受け入れられるものではなかった。そこでイスラエルは関税、付加価値税のPAへの返還を停止し、国際社会はPAへの直接支援の多くを停止した結果、PAは機能不全に陥った。マルブーク政治局副局長はそのジレンマを語る [Islam Online 2008]。

ハマースは、その状況に準備ができていない、その状況に十分なほど成熟していない自らを見出した、なぜなら、ハマースは全面的に抵抗のプログラムの上に築かれているからである。……抵抗と統治の間のある種の矛盾のために、ハマースは困難な状況に陥った。統治が安定を求め一方、抵抗は不安定に関わる。統治は安全を置こうとするが、他方で抵抗は支配権力に立ち向かうものである。

閉塞した状況の中で、ハマース、ファタハ間の緊張が2007年6月にハマースのガザ制圧に至って以降、ガザ地区に対する「封鎖」は続いている。他方でヨルダン川西岸地区ではファタハがPAを支配し、両者はそれぞれ権威主義的傾向を強めているとされる。それでもなお、筆者は2010年3月の西岸で、今でさえ、例えば夫婦の間でもハマース、ファタハへの支持が分かれているという声を聞いた。

ミシュアル政治局長の言葉は、ハマースが立とうとする立ち位置を良く言い表している。

正統性が国際的な支持からもたらされると考える者は皆誤っている。正統性は、人々〔からもたらされるの〕である (al-shar‘īya hiya al-sha‘b)。[*al-Manār* 2007 (Dec. 15)]

抵抗と統治の結合は国際的に許容されていないにもかかわらず、その試みは今なおパレスチナ人の支持を失っていない。今後もハマースに関する研究は重要であり、『憲章』のような結成の理念を参照して考察することも、一つの試みであろう。

IV. 翻訳について

翻訳に際しては、Khālīd al-Ḥarūb, 1997. *Ḥamās: al-Fikr wa al-Mumārāsa al-Siyāsīya*. Bayrūt: Mu’assasa al-Dirāsāt al-Filasṭīnīya. に所収の『ハマース憲章』を使用した。この文書には、[Maqdsi 1993]を中心に、著作に所収のものも含め、英訳が複数存在する²³⁾。これらを適宜参照しつつ、アラビア語原典からの訳出という形をとった。

憲章中のクルアーンの章句を訳出する際には、『日亜対訳・注解 聖クルアーン』（宗教法人日本ムスリム協会）を用いた。ブハーリー『ハディース集』の訳出に際しては、牧野信也訳『ハディース——イスラーム伝承集成』（中央公論社）を用いた。アラビア語転写法については、『岩波イスラーム辞典』（岩波書店）に従い、脚注についても同書を参照した。なお、翻訳文中の「」は原文中にある「」を示すために、（）は原文中の（）もしくは原語を示すために用いた。〔〕は原文にない補足

最終的地位交渉を先送りして進められたオスロ和平プロセスと異なり、独立国家としてのパレスチナとイスラエルが共存する二国家解決を最終的な終着点として、それに向けてパレスチナ側・イスラエル側双方が負うとされる手続きを提案する点に特徴がある。2002年6月24日にジョージ・W・ブッシュ米大統領が行った中東和平演説がもとになっており、PAには財政、政治、治安改革を求めた。

23) たとえば [Hroub 2000; Mishal and Sela 2000]。

語・説明文を追加した箇所を示すために用いた。

参考文献

- アサド, タラル 2006『世俗の形成』(中村圭志訳) みすず書房.
- 飯塚正人 2002「イスラーム主義勢力と中東和平——『ハマス憲章』再考」日本国際問題研究所(編)『イスラエル内政に関する多角的研究』日本国際問題研究所, pp.111-127.
- 大塚和夫他(編) 2002『岩波イスラーム辞典』岩波書店.
- 小杉泰 1994「現代パレスチナのイスラーム運動」『現代の中東』17(9), pp.2-26.
- 1996「イスラーム復興の今日的諸相とパレスチナ問題の現段階」日本イスラム協会(編)『パレスチナ選挙後のイスラーム諸組織の動向調査』日本イスラム協会, pp.25-53.
- 中野実 1989『革命』東京大学出版会.
- ブハーリー 1993-94『ハディース——イスラーム伝承集成』全3巻(牧野信也訳)中央公論社.
- 横田貴之 2006a『中東諸国におけるイスラームと民主主義——ハマス 2006年立法評議会選挙綱領を中心に』日本国際問題研究所.
- 2006b「イスラーム復興運動の政治参加——ムスリム同胞団とハマスを中心に」『国際問題』556(11), pp.46-54.
- 2009『原理主義の潮流——ムスリム同胞団』山川出版社.
- 『聖クルアーン 日亜対訳・注解』1983(日本ムスリム協会訳)日本ムスリム協会
- Abu Amr, Ziad. 1994. *Islamic Fundamentalism in the West Bank and Gaza: Muslim Brotherhood and Islamic Jihad*. Bloomington: Indiana University Press.
- Aḥmad, ‘Izz al-Dīn. n.d. *Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmīya: “Ḥamās” fī Filasṭīn*. Cairo: Dār al-Tawzī‘ wa al-Nashr al-Islāmīya.
- Awaisi, Abd al-Fattah M. El-. 1998. *Muslim Brothers and Palestine Question*. London, New York: Tauris Academic Studies.
- al-Ayyām. 2005 (Mar. 18). “I’lān al-Qāhira.”
- Bannā, Ḥasan al-. (edited in) 2000. “Risāla al-Mu’tamar al-Khāmis,” in *Majmū’a Rasā’il al-Imām al-shahīd Ḥasan al-Bannā*, Alexandria: Dār al-Da’wa, pp.161-204. [「第5回会議文書」『イマーム・殉教者ハサン・バンナー論考集』所収]
- . (edited in) 2000. “al-Mu’tamar al-Sādis al-Mun’aqad fī Yanāir 1941,” in *Majmū’a Rasā’il al-Imām al-shahīd Ḥasan al-Bannā*. Alexandria: Dār al-Da’wa. pp.309-330. [「1941年1月に開催された第6回会議」『イマーム・殉教者ハサン・バンナー論考集』所収]
- Faṣā’il al-Filasṭīniya. 2006. “Wathīqa al-Wifāq al-Waṭanī.” Gaza. quoted in *al-Ayyām*, 2006 (June 28). [「挙国和解文書」]
- Gunning, Jeroen. 2004. “Peace with Hamas? The Transforming Potential of Political Participation,” *International Affairs* 80 (2), pp.233-255.
- . 2008. *Hamas in Politics: Democracy, Religion, Violence*. New York: Columbia University Press.
- Hanīya, Ismā’il ‘abd al-Salām. 2006. *Khiṭāb Ra’īs al-Wuzarā’ al-Ustādh Ismā’il Hanīya alladhī Alqāhu fī al-Majlis al-Tashrī’ī li-Nail al-Thiqa li-Ḥukūmatihi al-Jadīda*, Gaza: Markaz al-Filasṭīn lil-I’lām. <http://www.palestine-info.info/ar/default.aspx?xyz=U6Qq7k%2bcOd87MDI46m9rUxJEpMO%2bi1s73>

- JG2l8E9txjwNLRiONTwTjrMxg8mydTQTc7QoQdnGt%2bQtQ%2bsVDW72oj3ykmc%2fRuIFrB1ln8hyAn87ZiVEMZiVYd9fkws4sqhYFRJNjb9qUQ%3d [立法評議会でイスマール・ハニーヤ先生が新政府の信頼獲得に向けて演説を行った [ハマス内閣所信表明演説]] (accessed on Apr. 20, 2009)
- Haraka al-Muqāwama al-Islāmīya. 1993. “Charter of the Islamic Resistance Movement (Hamas) of Palestine,” tr. Muhammad Maqdsi, *Journal of Palestine Studies* 22 (4), pp. 122–134.
- . 1990. *Mudhakkira Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmīya «Ḥamās» ilā Ra’īs wa A’ḍā’ al-Lajna al-Taḥdīrīya li-I’āda tashkīl al-Majlis al-Waṭanī al-Filasṭīnī*. Filasṭīn: Ḥamās, quoted in Khālid al-Ḥarūb.
1997. *Ḥamās: al-Fikr wa al-Mumārāsa al-Siyāsīya*. Bayrūt: Mu’assasa al-Dirāsāt al-Filasṭīnīya. [ハマスからパレスチナ民族評議会 [PNC] の再組織に向けた準備委員会の委員長ならびにメンバーへの覚書]
- Ḥarūb, Khālid al-. 1997. *Ḥamās: al-Fikr wa al-Mumārāsa al-Siyāsīya*. Bayrūt: Mu’assasa al-Dirāsāt al-Filasṭīnīya.
- Hroub, Khalid. 2000. *Hamas: Political Thought and Practice*. Washington DC: The Institute of Palestine Studies.
- IslamOnline. 2008. *Interview on Hamas: Deputy Political Chief Answers IOL Readers’ Questions*. http://www.islamonline.net/servlet/Satellite?c=Article_C&cid=1219664137553&pagename=Zone-English-Muslim_Affairs%2FMAELayout. (accessed on Sep. 1, 2008)
- Jensen, Michael Irving. 1998. “Islamism and Civil Society in the Gaza Strip.” in Ahmad Moussalli (ed.), *Islamic Fundamentalism: Myths and Realities*. Reading: Ithaca Press, pp. 197–220.
- . 2009. *The Political Ideology of Hamas: A Grassroots Perspective*. trans. by Sally Laird. London: I.B. Tauris.
- Klandermans, Bert. 1997. *The Social Psychology of Protest*. Oxford: Blackwell.
- Levitt, Matthew. 2006. *Hamas: Politics, Charity, and Terrorism in the Service of Jihad*. New Haven: Yale University Press.
- Milton-Edwards, Beverley. 1996. *Islamic Politics in Palestine*. London & New York: Tauris Academic Studies.
- Milton-Edwards, Beverley and Alastair Crooke. 2004a. “Waving, Not Drowning: Strategic Dimensions of Ceasefires and Islamic Movements,” *Security Dialogue* 35, pp. 295–310.
- Mishal, Shaul. 1989. “Paper War—Words Behind Stones: The Intifada Leaflets,” *The Jerusalem Quarterly* 51(summer), pp. 71–94.
- Mishal, Shaul and Avraham Sela. 2000. *The Palestinian Hamas: Vision, Violence, and Coexistence*. New York: Columbia University Press.
- . 2006. *The Palestinian Hamas: Vision, Violence, and Coexistence*. New York: Columbia University Press.
- The New York Times*. 2009 (May 5). “Transcript: Interview With Khaled Meshal of Hamas.” http://www.nytimes.com/2009/05/05/world/middleeast/05Meshal-transcript.html?_r=2&scp=3&sq=Hamas&st=cse (accessed on May 14, 2009)
- Nüsse, Andrea. 1998. *Muslim Palestine: The Ideology of Hamas*. Amsterdam: Harwood Academic.
- Qā’ima al-Taghyīr wa al-İslāh. 2006. *Qā’ima “al-Taghīr wa al-İslāh” al-Barnāmaj al-Intikhābī li-Intikhābāt*

al-Majlis al-Tashrīʿ al-Filasṭīnī al-thānīya 2006. n.p. Qāʿima al-Taghīr wa al-Iṣlāḥ. [「変革と改革」のリスト第2回パレスチナ立法評議会選挙選挙綱領]

Robinson, Glenn E. 1997. *Building a Palestinian State: The Incomplete Revolution*. Bloomington: Indiana University Press.

———. 2004. “ Hamas as Social Movement,” in Quintan Wiktorowicz (ed.), *Islamic Activism: A Social Movement Theory Approach*. Bloomington: Indiana University Press.

Roy, Sara. 2007. *Failing Peace: Gaza and the Palestinian-Israeli Conflict*. London: Pluto.

Tamimi, Azzam. 2006. *Hamas: Unwritten Chapters*. London: C. Horst & Co.

———. 2007. “Palestine Question and Islamic Movement: The Ikhwan (Muslim Brotherhood) Roots of Hamas,” *Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies*, 1(1), pp.30–51.

新聞

al-Ayyām

The New York Times

al-Manār

al-Waṣaʿ

ウェブサイト

パレスチナ情報センター（ハマース運営ウェブサイト）<http://www.palestine-info.info/ar/> (accessed on Apr. 30, 2010)

パレスチナ中央選挙管理委員会 <http://www.elections.ps/index.aspx> (accessed on Apr. 30, 2010)

パレスチナ立法評議会・変革と改革ブロック <http://www.islah.ps/new/index.php> (accessed on Apr. 30, 2010)

イZZッディーン・カッサーム旅団 <http://www.alqassam.ps/arabic/> (accessed on Apr. 30, 2010)

イスラーム抵抗運動「ハマース」憲章

慈悲深く慈愛あまねき神の御名において

「あなたがたは、人類に遣された最良の共同体である。あなたがたは正しいことを命じ、邪悪なことを禁じ、アッラーを信奉する。啓典の民も信仰するならば、かれらのためにどんなによかったか。だがかれらのある者は信仰するが、大部分の者はアッラーの掟に背くものたちである。かれらは只少しの邪魔をするだけで、あなたがたに害を与えられない。仮令敵対しかけてきてもあなたがたに背を向けてしまい、誰からの助けも得られないであろう。かれらはどこに行っても、屈辱を受けるであろう。アッラーから（保護）の聖約を授かるか、人びとと（攻守）の盟約をしない限りは。かれらはアッラーの怒りを被わり、貧困に付きまといわれよう。これはかれらが、アッラーの印を信じずに、正義を無視して預言者たちを殺害したためである。これはかれらが反抗して法を越えていたためである。」（イムラーン家章 110-112）

「イスラエルは存在し、強固であり続けるだろう。イスラームが以前にあったものを麻痺させたように、それを無効にする時まで。」イマーム殉教者ハサン・バンナー（al-Imām al-shahīd Ḥasan al-Bannā）、彼の上に神のご慈悲があらんことを

「イスラーム世界は燃えている。それゆえ全ての者にとって、たとえ少量であっても水を注ぎ、他の者を待つことなく彼自身が消すことのできる分を消せるようにすることは義務である。」シャイフ・アムジャド・ザハーウィ²⁴⁾、彼の上に神のご慈悲があらんことを

慈悲深く慈愛あまねき神の御名において

序章

神に讃えあれ。我々がその助けを求め、我々がその許しを求め、我々がその導きを求め、そして我々が頼みとする神に讃えあれ。そして神の預言者に、彼の家族に、彼の友人に、そして彼に従い、彼のダアワを広め、彼の言行に続いた人々に、我々は祈りと祝福を捧げる。天と地がある間、そしてその後も彼らが永らえますよう。

人々よ。

事態の中心から、苦闘の海で、そして信仰者の胸の鼓動と汚れなき腕から、義務を遂行し神の指示に答える上で、呼びかけ、合流し、結集すること全てが、神の道（manhaj Allāh）に沿って行われた。意思は、あらゆる困難を乗り越え、その道における障害物を通過するため、生活におけるその役割を完遂することに断固としていた。そして準備は継続的であり、神の道において肉体と精神を犠牲にする用意があった。

24) al-shaykh Amjad al-Zahāwī, 1883–1968. イラクのウラマーでシャイフ・ムハンマド・マフムード・サウワフ（Shaykh Muḥammad Maḥmūd al-Ṣawwāf）と共に、1944年にイラクにおけるムスリム同胞団組織であるイスラーム同胞団（Jam‘iyya al-Ikhwa al-Islāmiyya）を結成し、中心的役割を担った。1960年、同胞団からのイラク・イスラーム党（al-Ḥizb al-Islāmī al-‘Irāqī）の結成にも関わった。

そして中核(al-nawā)が形成され、在地、在外〔のパレスチナ人〕²⁵⁾の願いと希望、切望と要請、危険と困難、そして痛みと挑戦がぶつかり合う海の中でその道を切り開き始めた。

一時的な感情や望ましくない性急さから距離を置き、思想が成熟し、種子が育ち、植物が現実にもその根を張った時、イスラーム抵抗運動が主の道における過去の役割を遂行するため出発した。そしてその前腕は、パレスチナ解放のための全てのジハード戦士の前腕に絡み合わさった。そのジハード戦士の魂は、神の預言者(彼の上に平安あれ)の教友(al-Ṣaḥāba)²⁶⁾が征服して以来²⁷⁾、今日の今日という日までパレスチナの地のために自らを捧げた全てのジハード戦士の魂に出会った。

これはイスラーム抵抗運動(ハマース)の憲章であり、その形態を示し、そのアイデンティティ(huwīya)を明らかにし、その立場を表明し、その目的を明確にし、その希望について話し、その助力と支援、その陣営への加入を呼びかけるものである。そして我々のユダヤ人との戦いは長く危険で、あらゆる献身的な努力を必要としている。これは、敵が打ち負かされ神の勝利が下りてくる日まで、諸段階が後に続かなければならない段階であり、広大なアラブ・イスラーム世界の旅団に次々と支援されなければならない大隊である。

「このようにして我々は、彼らが地平線に近づくのを認識するのである。時が来たら、あなたがたはそれが真実であることを必ず知るであろう。」(サード章88)

「アッラーは、『われとわが使徒たちは必ず勝つ。』と規定なされた。本当にアッラーは、強大にして偉力ならびなき御方であられる。」(抗弁する女章21)

「言ってやるがいい。『これこそわたしの道。わたしも、わたしに従う者たちも明瞭な証拠の上に立って、アッラーに呼びかける。アッラーに讃えあれ。わたしたちは多神を信じる者ではない。』」(ユースフ章108)

第1章 運動の概要

思想的出発点

第1条

イスラーム抵抗運動：イスラームがその方法(manhaj)であり、イスラームから存在(al-kawn)、生活(al-ḥayā)、人間に関する運動の思想(afkār)、概念(mafāhīm)、理念(ṭaṣawwūrāt)を引き出し、そこにあらゆる行動の指針を求め、その歩みの正しい導きを求める。

イスラーム抵抗運動とムスリム同胞団のつながり(sila)

第2条

イスラーム抵抗運動はパレスチナにおけるムスリム同胞団支部の一翼である。そして、ムスリム同胞団運動は世界的組織(tanzīm ‘ālamī)²⁸⁾である。同胞団は今日最大のイスラーム運動の一つで

25) 在地のパレスチナ人とは、主に1967年以降イスラエル占領下に入った東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区およびガザ地区のパレスチナ人のことを指し、在外とはそれ以外の地域に離散したパレスチナ人を指す。

26) 預言者ムハンマドと直接に接した第一世代のムスリムを指す。預言者の慣行(スンナ)を記録したハディースは彼らに基づくためイスラーム諸学において重要であるのみならず、彼ら自身の言行も良きムスリムの模範とされる。

27) 636年、ムスリム軍はビザンツ軍に勝利し、パレスチナを含むシリア地域の支配を確実なものとした。

28) 同胞団は、40年代以降アラブ諸国の各地に支部を設立した。80年代には同胞団国際機構が作られ、エジプトの

あり、生活のあらゆる領域——すなわち、理念と信念、政治と経済、教育と社会、司法と行政、ダアワ（教宣 al-da‘wa）²⁹⁾と教導、芸術と情報、隠れたものと目に見えるもの、その他の生活の領域——におけるイスラームの概念の深い理解、正確な理念、完全な包括性に特徴づけられる。

構造と構成

第3条

イスラーム抵抗運動の基礎構造は、神に献身し、真に神を崇拝するムスリムから成る。「ジンと人間を創ったのはわれに仕えさせるため」（撒き散らすもの章56）。彼らは、彼ら自身、彼らの家族、彼らの祖国（waṭan）に対する自らの義務を知っており、それら全てにおいて神を畏れる。そして抑圧者の不浄、汚れ、悪から国と信仰者を解放するため、抑圧者を前にジハードの旗を掲げるのである。

「いや、われは真理を虚偽に投げつけると、その頭を砕く。見なさい。虚偽は消滅する。」（預言者章18）

第4条

イスラーム抵抗運動は、義務の実現と神の報酬のためにその信念（‘aqīdat-hā）を信じ、その思想を信奉し、その方法に忠実であり、その秘密を守り、その陣営への加入を望む全てのムスリムを歓迎する。

イスラーム抵抗運動の時間的、空間的次元

第5条

イスラーム抵抗運動の時間的次元：それは、イスラームをその生き方（manhaj-hayā）として採用することに辿りつく。それはイスラームの預言の誕生の地と偉大なる祖父たちに遡る。それゆえ、神はその目的（ghāyat-hā）であり、預言者はその模範（qudwat-hā）であり、クルアーンはその憲法（dustūr-hā）である。そして空間的次元：それはイスラームをその生き方とするムスリムが存在するところなら、いかなる地のどの部分でもあっても構わない。このように、運動は土地に深く根付き、天の高みに到達する。

「あなたはアッラーが如何に善い御言葉に就いて比喩を上げられているかを考えないのか。それは良い木のようなもので、その根は固く安定し、その幹は天に（聳え）、（それは）主の命により凡ての季節に実を結ぶ。アッラーは人びとのために比喩を上げられる。それはかれらに反省させるためである。」（イブラーヒーム章24-25）

独自性（al-tamayyaz）と独立性（al-istiqlāliyya）

第6条

同胞団の最高指導者を議長とし、各国支部の代表2名ずつから構成される評議会を持つ。各国の支部は各国内部で独自性を保持し、国際機構は各国支部の内紛の調停や、パレスチナ問題等の地域および国際問題に関する調整を行う。

29) イスラームへの呼びかけ。もとは、非ムスリムに対する布教を指す。近代以降のイスラーム主義運動の文脈においては、ムスリムに対してイスラームの復興への呼びかけを意味し、同胞団の運動においては、創設者のパンナーにより主要な方法として位置づけられた。

イスラーム抵抗運動はパレスチナ独自の運動(ḥaraka filasṭīniya mutamayyiz)であり、神に身を捧げ、イスラームを生き方として採用し、パレスチナ全土に神の旗を掲げるために行動する。それゆえ、イスラームの影の下では、あらゆる宗教の信仰者は、彼ら自身とその財産、権利について平和と安全の中に共存することができる。イスラームが不在では、争いが起き、抑圧が悪化し、腐敗が蔓延し、不和と戦争が勃発するのである。

ムスリム詩人ムハンマド・イクバル³⁰⁾が雄弁に語っている。「信仰が失われる時、宗教を生かさない者にはもはや安全も人生もない。そして宗教の無い生活に満足する者は誰でも、その連れを消滅させるだろう」。

イスラーム抵抗運動の普遍性(‘ālamīya)

第7条

世界のあらゆる場所でイスラーム抵抗運動の方法を採用し、その支援、その立場の受容、ジハードの強化のために行動するムスリムの広がりによって、運動は世界的運動(ḥaraka ‘ālamīya)である。運動は、その思想の明確さ、目標の崇高さ、目的の神聖さゆえに、そうであることができるのである。この基礎の上に運動が見られ、その価値が評価され、その役割が認識されなければならない。運動の権利を侵害し、その支援に背を向け、あるいは、その役割が認識できないほど盲目的である者は誰でも、運命に対して異議を唱える者であり、また意図的に、あるいは無意識に真実から目を背ける者である。ある日彼は眼を覚まし、状況に置き去りにされ、自らの立場を正当化する試みに疲弊する自らを見出すであろう。先に行く者が優先されるのである。「近い身内の抑圧は、鋭い剣の攻撃よりも、精神にとって耐えがたい苦痛である」。

「われは真理によって、あなたがたに啓典を下した。それは以前にある啓典を確証し、守るためである。それでアッラーが下されるものによって、かれらの間を裁け。あなたに与えられた真理に基づき、かれらの私慾に従ってはならない。われは、あなたがた各自のために、聖い戒律と公明な道とを定めた。もしアッラーの御心なら、あなたがたを挙げて1つのウンマになされたであろう。しかし(これをされなかったのは)かれがあなたがたに与えられたものによって、あなたがたを試みられたためである。だから互いに競って善行に励め。あなたがたは挙げて、アッラーに帰るのである。その時かれは、あなたがたが論争していたことに就いて、告げられる。」(食卓章48)

イスラーム抵抗運動は、シオニストの侵攻に対峙するジハードの鎖の一部であり、1936年における殉教者イブズッディーン・カッサーム³¹⁾とムスリム同胞団の中の彼の同胞のジハード戦

30) Muhammad Iqbal, 1877–1938. パキスタンの国民的詩人、哲学者。英国植民地支配下のインドで、インド・ナショナリズムの詩を執筆するが、ロンドン留学から帰国後、イスラームによる自我の実現をうたうようになる。「北西インド・ムスリム国家」の構想を唱え、パキスタン構想の創始者とされる。

31) ‘Izz al-Dīn al-Qassām, 1881–1935. パレスチナでイスラームに基づく社会運動、抵抗運動を率いた指導者。シリアのジャブラに生まれ、カイロ留学中にイスラーム改革派のムハンマド・アブドゥフ(Muhammad ‘Abduh)に学び、故郷の小さな町で学校やモスクを中心にイスラーム運動を始めた。フランスの統治が始まると、支持者を動員して対仏ジハードを展開し、死刑を言い渡されパレスチナのハイファに亡命した。英国委任統治下で、イステイクラル・モスク(Masjid al-Istiqlāl)のイマームとして、またムスリム青年協会(Jam‘īya al-Shabba al-Muslimīn)の現地支部長として社会活動を行い若者たちへの呼びかけを続けた。そしてアラブ人とユダヤ人の度重なる衝突に際し、対英・対シオニスト・ジハードに若者たちを動員し、35年に英国当局と衝突した結果「殉教」した。そこで、最初の「殉教者(shahīd)」として、そして世俗派には最初の「祖国のための自由戦士(fidā’ī)」としてパレスチナ解放闘争のシンボルとなった。彼の葬儀がデモに発展し、彼の弟子たちの運動「カッサーミーヤ(Qassāmīya)」が引き金を引いたのが1936年からの「アラブ大蜂起」である。

士³²⁾による〔ジハードの〕開始につながれ、結びつけられている。さらに、他のパレスチナ人のジハード、1948年の戦争におけるムスリム同胞団のジハード、そして1968年のムスリム同胞団のジハード作戦³³⁾やその後の鎖につながれ、結びつけられている。

これは、たとえ鎖が互いに隔たっており、シオニストの軌道で回る者たちがジハード戦士の道に置く障害が、ジハードの継続を妨げていてもである。そこで、イスラーム抵抗運動は、いかに長い時間がかかろうとも神の約束の実現を切望する。

「ムスリムがユダヤ人と戦うまで最後の時は来ない。ムスリムがユダヤ人を殺そうとすると、一人のユダヤ人が石と木の間に隠れるだろう。すると石と木が言う。『ムスリムよ、神のしもべよ、我のうしろに一人ユダヤ人がいる。こちらに来て彼を殺せ。』しかしガルカドの木はそうのように言わないだろう。ガルカドはユダヤ人の木だからである。」（ブハーリー（Abū ‘Abd Allāh Muḥammad ibn Ismā‘īl al-Bukhārī）とムスリム（Muslim ibn al-Hajjāj）がこれを伝える）

イスラーム抵抗運動のスローガン（shi‘ār）

第8条

神はその〔イスラーム抵抗運動の〕目的、預言者はその模範、クルアーンはその憲法、ジハードはその道、神のための死はその最高の望み³⁴⁾。

第2章 目的

動機（al-bawā‘ith）と目的（al-ahdāf）

第9条

イスラーム抵抗運動は、イスラームが生活の現実（wāqi‘ al-ḥayā）から消失し、それゆえに正義が無効とされ、理解が歪められる時代に自らを見出した。価値は意味を無くし、悪がもたらされ、不正と抑圧が優越し、臆病者が増幅し、祖国（al-awṭān）は収奪され、人々は追放され、世界のあらゆる部分において面目をつぶされた。真実の国が消滅し、虚偽の国が樹立された。何も正しい位置に残ることはなかった。このように、イスラームが場所に不在である限り、全てのことが悪い方へ変わっていく。これこそが、動機である。

それゆえ目的は、誤りと対決し、それを打ち破り、それを無効にすることで、真実が優越し、祖国（al-awṭān）が戻り、モスクの上からイスラーム国家樹立（qiyām dawla al-Islām）を宣言し、人々と全ての事が正しい場所に戻るようにすることにある。支援は神に求められる。

「アッラーが人間を、互いに抑制し合うように仕向けられなかったならば、大地はきっと腐敗したことであろう。だがアッラーは、凡てのものに恵みをくださる。」（雌牛章 251）

第10条

そしてイスラーム抵抗運動は、その道を切り開く中で、抑圧された全ての人々の支援者であり、

32) 1936年から39年の間、エジプトの同胞団は、アラブ大蜂起に対して宣伝活動および物資支援活動、義勇兵の派遣を行った。

33) 1968年から70年にかけて、同胞団はイスラエル・ヨルダン間の国境において、ファタハの名前の下で拠点を開設し、ゲリラ攻撃を行った。

34) このスローガンは同胞団と同様のものである。

不正に扱われた全ての人々の保護者である。真実を優越させ、虚偽を失墜させるために、その持つ力の全てでもって、努力を惜しまず、言葉と行動によって、この場所と、運動が到達でき効果を生むことのできるあらゆる場所です。

第3章 戦略(al-istrāṭijīya)と手段(al-wasā'il)

イスラーム抵抗運動の戦略

パレスチナはイスラームのワクフ地である

第11条

イスラーム抵抗運動は、パレスチナの地は復活の日まで、ムスリムの全世代に遺されたイスラームのワクフ³⁵⁾の地(arḍ waqf al-Islāmī)であると信じる。それ、ないしその一部を放棄すること(al-tafīṭ)、あるいは、それを、ないしその一部を譲渡すること(al-tanāzul)は誤りである。一アラブ国家、あるいは全てのアラブ国家も、一人の王か大統領、あるいは全ての王か大統領も、パレスチナかアラブかに関わらず一組織、あるいは全ての組織も、そのような権限を有しない。なぜなら、パレスチナは復活の日まで、イスラームの全世代に遺されたイスラームのワクフ地だからである。

これは、イスラーム法(sharī'a al-Islāmiya)³⁶⁾における裁定であり、ムスリムが力によって征服した全ての土地に関する裁定と同様である。征服の時、ムスリムはそれらの土地を復活の日までムスリムの全世代にワクフ地として遺したのである。

イスラーム軍の指導者たちがシャーム〔シリア〕とイラクの征服を達成した後、ムスリムのカリフ(khalīfa)³⁷⁾であるウマル・イブン・ハッターブ³⁸⁾に手紙を出し、征服地のことについて、それを軍の中で分けるべきか、所有者の手に残すべきか、何をすべきかと助言を求めた時も同様であった。ムスリムのカリフであるウマル・イブン・ハッターブと預言者(彼の上に平安あれ)の教友との間の協議と議論の後、土地はその所有者の手に残り、彼らがそれとその恵みの利益を得、土地の支配と土地自体については、復活の日までムスリムの全世代のワクフであるという彼らの決定を下した。所有者の所有権は、その利益のみにある。そしてこのワクフは天と地が存在し続ける限り続くのである。パレスチナに関してイスラーム法に反するいかなる行動も、その主張者によって撤回されるべき無効な行動である。

「本当にこれは、揺ぎのない確かな真理である。だから偉大であられるあなたの主の御名を讃えなさい。」(出来事章 95-96)

イスラーム抵抗運動の観点から見た祖国(al-waṭan)とワタニーヤ(al-waṭaniyya)

35) イスラームの寄進財産制度。収益を生む私財の所有者が、そこからの収益を特定の慈善目的に永久に充てるため、私財の所有権あるいはその行使する権利を放棄する、イスラーム法上の行為。一度寄進されると財産の所有権の移動、すなわち売買、分割、譲渡等は一切認められないとされる。

36) クルアーンやスンナ(預言者の慣行)に示されたイスラームの教えの総体を指す。神の教えに立脚する天啓法である点、法の典拠から法学者の解釈行為を通じて法規定が導き出される法曹法(学説法)である点、そして信仰簡条から憲法的規定までを網羅する包括性にその特徴がある。

37) ハリーファ。代理人、後継者を意味する言葉。預言者ムハンマドの死後、彼を継いでイスラーム共同体(ウンマ)の指導者となったアブー・バクル(ʿAbū Bakr)が、「神の使徒の代理人(後継者)」と名乗って以来、ウンマの代表者をカリフ(ハリーファ)と呼ぶようになった。カリフが首長を務める統治体制をカリフ制と呼び、イスラーム国家の唯一正統な統治体制とされていった。

38) ʿUmar ibn al-Khaṭṭāb, 592-644. 預言者ムハンマドの教友で、第2代正統カリフ(在任 634-644)。シリア、イラク、エジプトの征服を推進し、軍営都市の基盤を築いた他、カリフ位の確立やイスラーム国家体制の整備を行った。カリフの称号としてアミール・アル・ムウミニーン(信仰者たちの長)を採用し、ヒジュラ暦を定め、また法規定の整備を行った。

第12条

ワタニーヤ〔愛国主義〕³⁹⁾は、ハマースの観点からは宗教的〔イスラームの〕信仰箇条 (al-‘aqīda al-dīniyya) の一部である⁴⁰⁾。敵がムスリムの土地を侵攻する時ほどワタニーヤが強く、深くなる時は他になく、その時それに対するジハードと抵抗は全てのムスリム男性、女性の個人義務となる⁴¹⁾。女性は夫の許可なしに、奴隷は主人の許可なしに戦闘に向かう（ことができる）。

この種のことは、他のどのシステムにも見当たらない。これは疑いない真実である。もし別のワタニーヤ (al-waṭanīyāt al-mukhtalifa) が物質的、人間的、領域的動機 (asbāb mādīya wa basharīya wa iqlīmīya) によって結ばれているとすれば、イスラーム抵抗運動のワタニーヤにはこの全てがあり、それ以上のものがある。それはより重要かつ神聖な動機 (al-ahamm asbāb rabbānīya) であり、ワタニーヤに精神と生命を与えるものである。そこにおいてワタニーヤは、精神の源泉と生命の贈与者に結合される。強固な絆によって地を天に結びつけるべく、天国において神聖な旗を掲げて。「ムーサー〔モーセ〕が来てその杖を投げた時、魔術という魔術は無効になった」。

「正に正しい道は迷誤から明らかに（分別）されている。それで邪神を退けてアッラーを信仰する者は、決して壊れることのない、堅固な取っ手を握った者である。アッラーは全徳にして全知であられる。」（雌牛章 256）

平和的解決、イニシアティヴ、国際会議

第13条

パレスチナ問題の解決のためのイニシアティヴと、平和的解決、国際会議と呼ばれるものは、イスラーム抵抗運動の信仰箇条 (‘aqīda) と相容れない。パレスチナの一部を放棄することは、宗教の一部を放棄することである。そしてイスラーム抵抗運動のワタニーヤは、宗教の一部であり、運動はこれについてメンバーを教育し、彼らはその祖国に神の旗を掲げるためにジハードを行うのである。

「凡そアッラーは御自分の思うところに十分な力を御持ちになられる。だが人びとの多くは知らない。」（ユースフ章 21）

〔パレスチナ〕問題解決を扱う国際会議招集の呼びかけは、幾度となくなされてきた。ある理由、またその他の理由で、そして会議へ招集とそれへの参加に適合するため満たされるべき条件や、諸条件を要求して、それを受け入れる者たちは受け入れ、拒絶する者たちは拒絶した。イスラーム抵抗運動は、会議がそこから構成されているところの諸勢力、ムスリムの大義に関する彼らの過去

39) ワタンは郷土、祖国を指す言葉であり、近代の国民国家形成過程において、特定の国家の領土をワタンと見なす考えも生まれた。19世紀後半以降、「ワタンへの愛は信仰の一部」というハディース（預言者ムハンマドの言行録）が流布した。同胞団のバンナーもこの枠組みを用いた。ワタニーヤは祖国愛、愛国主義と訳しうるが、近現代の文脈でナショナリズムともしばしば訳される。ハマースの思想の中では、愛国主義ともナショナリズムとも解釈できるため、この部分の訳ではそのままワタニーヤと表記した。

40) イスラームの基本である信仰箇条は、ふつう六信、すなわち唯一神、天使、諸預言者、諸啓典、終末の日および来世、定命を信じることである。ここでハマースは、ワタニーヤを信仰箇条として数えている。

41) イスラーム法において、戦闘を意味する（小）ジハードは、ムスリムの地の拡大を目指す「拡大ジハード」と、敵の侵略からの祖国の防衛のため「防衛ジハード」に大別される。拡大ジハードに際してはカリフの指示が必要となる。防衛ジハードは、カリフの在不在に関わらず、成人ムスリム男性の個人義務となる。ここでハマースは女性もその中に含めている。

と現在の立場についての認識 (ma‘rifat-hā) から、この会議には、要求を実現し、権利を回復させ、あるいは抑圧された人々を公正に扱う力があるなどとは思わない⁴²⁾。この会議は、ムスリムの地において不信仰者のやり方を強制する一つの手段に過ぎないのである。不信仰者がいつ信仰者を公正に扱っただろうか？

「ユダヤ教徒もキリスト教徒も、あなたを納得しないであろう。あなたがかれらの宗旨に従わない限りは。言ってやるがいい。『アッラーの導きこそ (真の) 導きである。』知識があなたに下っているにも拘らず、かれらの願いに従うならば、アッラーの (御怒りの) ために、あなたを守る者も助ける者もないであろう。」(雌牛章 120)

パレスチナ問題の解決は、ジハードによるしかない。国際的なイニシアティブ、提案、会議は、時間の無駄、お遊びである。パレスチナ人は高尚であり、自らの未来、権利、運命を弄ぶことなどない。高貴なハディース⁴³⁾にこうある。

「シャームの人々は、神の地における彼の鞭である。偽善者が信仰者に優越することは禁じられている。彼らは不安と悲しみの中で死ぬ以外ない。」(タバラーニーが、ムハンマドに伝承者の鎖が遡るものとして伝え、アフマド [・イブン・ハンバル] は伝えられた経路が途切れたものとして伝えている。おそらく後者が正しい。ただし2人が挙げる伝承者たちは信頼できる者たちである。アッラーこそがよくご存知である。)

3つの領域 (al-dawā‘ir)

第14条

パレスチナ解放の大義は3つの領域に関わっており、それはパレスチナの領域、アラブの領域、イスラームの領域である。この3つの領域のそれぞれの領域が、対シオニズム闘争における役割を有する。そこには義務がある。これらのどの領域を無視することも重大な誤りであり恥ずべき無知である。パレスチナは最初のキブラ⁴⁴⁾、第3の聖地⁴⁵⁾、預言者 (彼の上に平安あれ) の昇天の場所⁴⁶⁾を擁するイスラームの地であるからである。

「かれに光栄あれ。そのしもべを、(マッカの) 聖なるマスジドから、われが周囲を祝福した至遠の (エルサレムの) マスジドに、夜間、旅をさせた。わが種々の印をかれ (ムハンマド) に示すためである。本当にかれこそは全聴にして全視であられる。」(夜の旅章 1)

状況がこのようなため、パレスチナの解放は、どこにいたとしても全てのムスリムの個人義

42) 1947年の国連総会でのパレスチナ分割決議以降の諸国際会議、交渉等を念頭に置いたものと考えられる。

43) 預言者ムハンマドの言行録。預言者の言行が伝えられた経路を示すイスナード (伝承者の鎖) と、言行の内容を示すマトン (本文) から成る。

44) ムスリムが礼拝する際に向かう方向。預言者ムハンマドは、マッカ (メッカ) からマディーナ (メディナ) にヒジュラ (聖遷) を行った後、マディーナのユダヤ教徒の慣習を取り入れ、エルサレムの神殿をキブラとした。その後、624年に預言者はキブラ変更の啓示を受け、マッカ (メッカ) のカアバをキブラとし、今日に至る。

45) エルサレムは、マッカ、マディーナに次ぐイスラームの第3の聖地。

46) 預言者の身に起こったとされる「夜の旅」と「昇天」のこと。神が預言者にマッカのハラーム・モスクから、エルサレムのアクサー・モスクまで夜に旅をさせ、そこで預言者は昇天したとされる。

務である。これを基礎として、この問題が考えられるべきであり、全てのムスリムがこのことを知らなければならない。

これを基礎として問題が扱われる時、そこで3つの領域の全ての潜在力が動員される時、現在の状況は変化し、解放の日が近づくであろう。

「かれら（ユダヤ人と偽信者）の胸の中では、あなたがたの方がアッラーよりも、ずっと恐ろしいのである。これはかれらが、何も分らない民のためである。」（集合章 13）

パレスチナ解放のためのジハードは個人義務である

第15条

敵がムスリムの土地の一部を収奪する時、全てのムスリムにとってジハードが個別義務となる。ユダヤ人によるパレスチナの不正な収奪にたいしては、ジハードの旗を掲げなければならない。これは、イスラーム意識（al-wa'y al-islāmī）が地域、アラブ、イスラームの大衆層の間に流布させることを必要とする。ジハードの精神、敵との戦い、ジハード戦士の陣営への加入を、ウンマの中で広めなければならない。啓蒙活動（al-'amaliya al-taw'iya）には、学者、教師、教育者、情報関係者、ジャーナリスト、知識人層、そして特にイスラーム運動の若者と彼らの指導者が貢献する必要がある。教育課程に根本的変革を導入し、オリエンタリストと宣教師の手によってもたらされた思想的侵略（ghazw al-fikrī）から、教育課程を解放しなければならない。この侵略は、サラフッディーン・アイユービー⁴⁷⁾が十字軍を打ち破った後、急にやって来た。十字軍は、思想的侵略によって、ムスリムの思想を混乱させ、彼らの遺産（turāth-him）を歪め、彼らの歴史を傷つけることで道を舗装することなくして、ムスリムを征服することはできないと知っていた。この後、軍による侵略が起こった。そしてこれが、植民地主義侵略の道を舗装したのである。エルサレム入城に際し、アレンビー⁴⁸⁾はこう言って表明した。「これで、十字軍の戦いは終結した」。グロー⁴⁹⁾将軍は、サラフッディーンの墓の前に立って言った。「我々は戻ってきた、サラフッディーンよ」。植民地主義は思想的侵略を強化し、その根が深く張り、今なお終わらないことに手を貸したのであり、この全てはパレスチナの破壊のための周到な準備だったのである。

ムスリムの諸世代の心の中に、パレスチナの大義は宗教的大義であることを教えこまなければならない。これを基礎として、大義は扱われなければならない。というのも、天と地が続く限り、預言者（彼の上に平安あれ）の夜の旅とそこからの昇天によって、ハラーム・モスクと分かちがたく結びつけられたアクサー・モスクのあるイスラームの聖地を有しているからである。

「たとえ一日でもアッラーの道の戦いに身を投ずることはこの世とそこにあるすべてのものより良く、天国にある鞭一本の占める場所の方がこの世とそこにあるすべてのものより良く、また、人がアッラーの戦で朝な夕な歩む一歩の方がこの世とそこにあるすべてのものより良いのだ。」

47) Ṣalāh al-Dīn al-Ayyūbī, 1138–1193. アイユーブ朝の創始者（在位 1169–93）。イラク出身のクルド人で、叔父の死後ファーティマ朝の宰相となり、69 年アイユーブ朝を樹立した。71 年にシーア派（イスマール派）のファーティマ朝カリフを廃し、エジプトにおいてスンナ派イスラームを復活させた。カイロにおいて勢力増強に努め、対十字軍戦争に臨んだ。87 年に十字軍からエルサレムを奪還し、その後の十字軍との戦争を経て、92 年にエルサレムを含むパレスチナの領有権を認めさせた。対十字軍闘争の英雄とされる。

48) Edmund Allenby, 861–1936. 第1次世界大戦中、シリア、パレスチナを征服した連合国軍の最高司令官。1917 年に英軍はエルサレムに進駐し、20 年までパレスチナを軍事占領した。

49) Henri Gouraud, 1867–1946. 第1次世界大戦における仏軍の司令官。仏のシリア委任統治開始から在シリア高等弁務官。

(ブハーリー、ムスリム、ティルミズイー (Abū 'Īsā al-Tirmidhī)、イブン・マージャ (Ibn Māja al-Qazwīnī) がこれを伝える)

「また、わたしの魂がその御手のうちにあるアッラーにかけて、わたしは神の道において殺された後、生きかえらされ、また殺された後、生きかえらされ、また殺された後、生き返らされ、また殺される、というふうになりたいものだ。」(ブハーリーとムスリムがこれを伝える)

世代の教育 (tarbiya al-ajyal)

第16条

我々の地域においてイスラーム的な世代教育が必要である。それは、宗教的義務の実践、神の書〔クルアーン〕の熱心な勉強、預言者のスンナ⁵⁰⁾の勉強、信頼できる資料から、そして専門家や学者の指導の下でイスラームの歴史と遺産を学ぶこと、またムスリムに思想と信仰において正しい理念を与えられるカリキュラムの使用に基礎をおいたイスラーム教育である。また、敵とその物質的、人的潜在力を熱心に学ぶこと、その弱点、強みを知ること、敵を支援し、敵の側に立つ勢力について知ることが必要であり、そして今日の出来事や最近の傾向について知ること、それらについての分析や論説を研究することが必要であり、計画と未来を見据える必要、全ての現象について研究することが必要である。それでジハード戦士のムスリムが、彼の一生の時間において、その目的、意図、道、彼の周りで起こることについて知識を持って生きることができるようにするのである。

「(ルクマーンは言った。) 息子よ、仮令芥子粒程の重さでも、それが岩の中、または天の上、または地の下に (潜んで) いても、アッラーはそれを探し出される。本当にアッラーは深奥の神秘を知っておられ、(それらに) 通曉なされる方であられる。」「息子よ、礼拝の務めを守り、善を (人に) 勧め悪を禁じ、あなたに降りかかることを耐え忍べ。本当にそれはアッラーが人に定められたこと。他人に対して (高慢に) あなたの頬を背けてはならない。また横柄に地上を歩いてはならない。本当にアッラーは、自惚れの強い威張り屋を御好みになられない。」(ルクマーン章 16-18)

ムスリム女性の役割

第17条

解放闘争において女性は男性に劣らない役割を有している。女性は男性を創る場所であり、世代の指導と教育におけるその役割は、重大な役割である。敵はその役割を認識しており、もし彼らが女性を仕向け、その道を彼らが望むようにイスラームから乖離させることができるならば、彼らは戦いに勝ったことになると考える。それゆえ敵は、情報と映画に彼らの資源を継続的に最大限投入する努力をしている。また、〔フリー・〕メイソン⁵¹⁾ やロータリー・クラブ⁵²⁾ といった

50) 預言者ムハンマドの慣行。ムハンマドが日常行っていたこと、折に触れて下した決定全体をいう。クルアーンに次ぐ、イスラーム法の法源。

51) Freemason. 18世紀の英国で運動が始まったとされる非公開の友愛団体。メンバー同士の親交を目的とするとされる。各国に支部を持つ。ここでは、「ユダヤ人陰謀論」的視点により同組織の関与を書いているが、組織としての今日のハマスはそのような立場を取っているとは言えず、また同組織への言及も見られない。

52) Rotary Club. 1905年に米国で設立された友好団体。社会事業および国際親善事業を目的とするとされる。各国に支部を持つ。ここでは、「ユダヤ人陰謀論」的視点により同組織の関与を書いているが、組織としての今日のハマスはそのような立場を取っているとは言えず、また同組織への言及も見られない。

シオニスト組織に編入された教員による教育課程を通じて、また諜報部門その他を通じても行われる。これらは全て、破壊と破壊者の巣窟である。これらのシオニスト組織は巨大な物質的資源を持っており、それが、イスラームが領域から不在でかつその人々から引き離されている一方で、それらの組織が自らの目的の達成のために社会の中で役割を演じることを可能にするのである。そこでイスラーム主義者 (al-Islāmīn) は破壊者の計画に抗して役割を果たす必要があるのである。イスラームが生活を導く位置につく日には、それは人間性とイスラームに反するこれらの組織を除去するであろう。

第18条

ジハード戦士の家とジハード戦士の家族における女性は、母であり、あるいは姉妹であり、家を守り、イスラームから引き出される理解と道徳的価値をもって子供を育てる上で、また、息子たちに対して、宗教的義務を遂行し、そして彼らを待っているジハードの役割を果たす用意ができるよう教育する上で、重要な役割を持つ。それゆえ、ムスリムの娘が解放闘争におけるその役割を意識した良き母となるよう教育する学校とカリキュラムへの考慮が必要である。彼女は家の中のことを管理する自覚と認識を持つべきである。そして周囲の困難な状況の中で〔闘争の〕過程を継続するために、節約し、家庭の支出において乱費を避けることが必要とされる。彼女は、お金は子供たちとお年寄りの生活を平等に保持するためにだけ流れる必要のある血のようなものであると心得なければならない。

「本当にムスリムの男と女、信仰する男と女、献身的な男と女、忠誠な男と女、堅忍な男と女、謙虚な男と女、施しをする男と女、齋戒（断食）する男と女、貞節な男と女、アッラーを多く唱念する男と女、これらの者のために、アッラーは罪を赦し、偉大な報奨を準備なされる。」（部族連合章 35）

解放闘争 (ma‘raka al-tahrīr) におけるイスラーム芸術の役割

第19条

芸術には、それがイスラーム的な芸術か、あるいは無知のそれであるかを判別することのできる規則と評価基準がある。イスラーム的解放の大義は、魂を高揚させ、人間のある側面を他の側面に優越させるのではなく、その全ての側面を均衡と調和の中に高揚させるイスラーム芸術を必要としている。人間は一握りの土と魂の息吹から創られた驚異的な被造物である。イスラーム芸術は、このことを基礎として人間にかかわる。無知の芸術は身体にかかわり、土の側面を優越させるのである。

本、記事、ビラ、説教、パンフレット、詩、歌、劇、その他、これらの中にイスラーム芸術の特徴が満ちているなら、それは、〔闘争の〕旅の継続と精神の回復のための思想的動員と活性化させる栄養に必要である。というもの、道は長く、困難は多く、精神は疲弊してしまう。イスラーム芸術は、活力を新たにし、運動を復興させ、高尚な精神と優れた調整に合図するのである。

思案しているなら、状態の変化を除いては、何も精神を正しくすることはない。

これは全て真摯であり、いかなる戯れもない。というのも、ジハード戦士のウンマは戯れなど知らないからである。

社会的連帯 (al-takāful al-ijtimā‘ī)

第20条

ムスリムの社会は相互保障的社会 (mujtama‘ mutakāfil) である。預言者 (彼の上に平安あれ) が言うことには、「本当にアシュアリーの人々 (al-qawm al-ash‘arīyūn) は、地元あるいは旅先で困難が訪れた時、彼らの持っているものを集め、彼らの間で平等に分配した」。これは、全てのムスリム社会で優勢にならなければならないイスラーム的精神である。男性と女性、年配の人と子供を区別しないナチのような邪悪な敵と対峙する社会は、まずイスラーム的精神を身につけなければならない。我々の敵は集団懲罰の手法を適用しており、人々から彼らの祖国と財産を収奪し、彼らが避難した場所と彼らが集まる場所で彼らを追いたてた。そして、骨を粉碎し、理由によって、あるいは理由なしに女性、子供、年配の人々に向かって発砲する手法を採っている。そして何千何万もの人々を非人間的な状況に押し込める密集したキャンプを作る。家々を破壊し、孤児を生み、何千もの若者がその輝きを刑務所の暗闇の中で費やしてしまうように不正な規則を公布したことは言うまでもない。

ユダヤ人のナチズム〔的な手法〕は女性と子供にまで及んだ。恐怖はあらゆる人々に向かい、彼らは人々の生活の中で人々と戦い、人々の財産を収奪し、彼らの尊厳を踏みにじった。人々を扱う彼らの行為は、戦争犯罪者がそうであったよりも残忍なものようであり、追放は殺人の形態の一種である。

このような行為に対しては、人々の間で社会的連帯が優勢にならなければならない。一つの体のように敵と対峙しなければならず、一人のメンバーが苦しむ時、残りの人々は警戒と防衛に協同しなければならない。

第21条

社会的連帯の一部に、物質的、精神的、あるいは活動の実施における協力いずれかに関わらず、それを必要としている人々に支援を提供することがある。イスラーム抵抗運動の構成員には、大衆の利益 (maṣāliḥ al-jamāhīr) に注意を払うことが求められている。というのも、大衆は個人的な利益を有しているからである。そして構成員には、それ〔大衆の利益〕の実現への道とその保持において努力を惜しまないこと、そして将来の世代に影響を与える、あるいは彼らの社会に損害として返ってくる全ての戯れを避けることが求められる。というのも、大衆は彼らから出てくるのであり、彼らと共にある。そして大衆の力は彼らの力であり、大衆の未来は彼らの未来である。イスラーム抵抗運動の構成員は、人々の祝福と悲しみを共有し、大衆の願いの実現と、大衆の利益と彼らの利益を達成することを義務としなければならない。この精神が優勢になる時、愛は深まり、協力と思いやりが現れ、結束は堅固になり、敵との対峙において陣営は強化されるのである。

敵を支援する勢力

第22条

敵は遠い過去から計画を行い、彼らが到達したものに到達するために計画の設計を強化した。彼らは事の流れにおいて効果的な手段を獲得したのであり、巨大な物質的富と影響力の集積に向け行動し、それを彼らの夢の実現のために利用した。というのも、資本によって、通信社、新聞、出版社、放送その他の世界中の情報手段を支配したのである。そして資本によって世界中の様々な部分で革命を引き起こした。それは彼らの利益の実現のためであり、彼らはその果実を収獲した。彼らはフ

ランス革命、共産主義革命、そして我々がここそこで聞いた、そして聞いているほとんどの革命の背後にいた。また、資本によって、彼らは社会を破壊し、シオニストの利益を実現するため、世界中の様々な所に広がる秘密組織を作った。〔フリー・〕メイソンや、ロータリー・クラブ、ブナイ・ブリス⁵³⁾、その他のような組織である。これらは全て、破壊的な諜報組織である。そして彼らは資本によって、植民地主義諸国家に対する影響力を獲得する。それらの国家に、様々な地域で多く占領を呼びかけるのである。それはこの地域で富を消費し、その不道德を蔓延させるためである。

地域的、世界的戦争については、制約なく話そう。彼らは第1次世界大戦の背後にあり、イスラームのカリフ国家の無効化⁵⁴⁾を完結させ、物質的利益を収穫し、資源の多くを支配し、そして「バルフォア」の約束⁵⁵⁾を獲得した。そして、それを通じて世界を支配するために国際連盟を創立した。そして彼らは第2次世界大戦の背後にあり、そこで戦争取引を通じて巨大な利益を収穫し、自らの国家建設への道を舗装し、国際連盟に代わって国際連合組織と安全保障理事会の形成を命令した。これを通じて世界を支配するためである。

ここそこで起こった戦争で、彼らの指が背後に無かったものは一つもない。

「かれらが戦火を燃やす度に、アッラーはそれを消される。またかれらは、地上において害悪をしようと努める。だがアッラーは、害悪を行う者を御愛でになられない。」(食卓章 64)

そこで、資本主義の西と共産主義の東の植民地主義勢力は、その持てる力の全てをもって敵を支援しており、その役割を変化させている。イスラームが現れる時、それに対して不信仰者の勢力は結束する。というのも不信仰者の共同体は一つだからである。

「信仰する者よ、あなたがたの仲間以外の者と、親密にしてはならない。かれらはあなたがたの墮落を厭わない。あなたがたの苦難を望んでいる。憎悪の情は、もうかれらの口からほとばしっている。だがその胸の中に隠すところは、更に甚しい。われは既に種々の印を、あなたがたに鮮明にした。只あなたがたの理解する力が問題なだけである。」(イムラーム家章 118)

節が「只あなたがたの理解する力が問題なだけである」という高貴な言葉で締めくくられているのは偶然ではない。

第4章 対する我々の立場

A. イスラーム運動

第23条

53) B'nai Brith. 1843年に米国で設立されたとされるユダヤ人の社会事業団体。ここでは、「ユダヤ人陰謀論」的視点により同組織の関与を書いているが、組織としての今日のハマースはそのような立場を取っているとは言えず、また同組織への言及も見られない。

54) 第1次世界大戦に参戦したオスマン帝国が1918年をもって敗戦国として解体され、続く22年にスルターン・カリフ制がスルターン制とカリフ制の2つに分離され、スルターン制が廃止されたこと、そしてトルコ共和国の樹立後にカリフ制も廃止となった、これらの一連の事態を指していると考えられる。

55) 第1次世界大戦中の1917年11月2日に、英外相バルフォアが、ロスチャイルド卿との書簡の中で、パレスチナにユダヤ人の民族的郷土 (national home) を樹立することに英国政府が賛同するとした、「バルフォア宣言」を指す。これは、パレスチナを含むアラブ国家の独立を約束したとされる「フサイン・マクマホン書簡」(1915年)、およびシリア、イラク、パレスチナ地域を戦後に英仏露で分割することを取り決めた秘密協定「サイクス・ピコ協定」(1916年)と矛盾する内容であった。

イスラーム抵抗運動は、他のイスラーム運動⁵⁶⁾を尊敬と理解の目で見ている。運動は、それらの運動とある側面やある理念で異なっている、諸側面や諸理念で調和している。そして、それらが正しい意図と神への献身を共有するなら、それらはイジュティハド⁵⁷⁾の範疇に分類される。それぞれのムジュタヒド⁵⁸⁾に、配当がある。

イスラーム抵抗運動は、これらの運動を自身の蓄え(ṣaḥīd la-hā)と見なし、全ての者への神の導きと感覚を求める。そして、結束の旗を掲げ続け損ねることなく、クルアーンとスンナに基づいたその実現のために最大限努力する。

「あなたがたはアッラーの絆に皆でしっかりと縋り、分裂してはならない。そしてあなたがたに対するアッラーの恩恵を心に銘じなさい。初めあなたがたが(互いに)敵であった時かれはあなたがたの心を(愛情で)結び付け、その御恵みによりあなたがたは兄弟となったのである。あなたがたが火獄の穴の辺りにいたのを、かれがそこから救い出されたのである。このようにアッラーは、あなたがたのために印を明示される。きっとあなたがたは正しく導かれるであろう。」(イムラーム家章 103)

第24条

イスラーム抵抗運動は、個人や集団に対する非難や中傷を許容しない。信仰者は非難する者、あるいは呪う者ではないからである。しかし、これと、〔個人や集団の〕立場や行動とは区別する必要があるものであり、イスラーム抵抗運動には〔立場や行動について〕誤りを宣言し、そこから距離を置き、真実を表明する行動をとる権利がある。今日の状況において、運動はこれを客観性をもって採用する。賢明さは信仰者の目的であり、それを見つけたところではどこでも、彼はそれを獲得する。

「アッラーは悪い言葉を、大声で叫ぶのを喜ばれない。だが不当な目にあった者は別である。アッラーは全聴にして全知であられる。あなたがたが善い行いを公然としても、そっと隠れてしても、または被った害を許してやっても、本当にアッラーは寛容にして全能な方であられる。」(婦人章 148-149)

B. パレスチナの領域のナショナリズム運動 (al-ḥarakāt al-waṭaniyya)⁵⁹⁾

第25条

〔イスラーム抵抗運動は〕それら〔ナショナリズム運動〕が共産主義の東と十字軍の西に忠誠を誓わない限り、尊敬し、その状態、それを取り巻く構成要素、影響力を評価し、その手を握る。そしてそれらの運動の中にいる者たち、強くつながれている者たちに、イスラーム抵抗運動は生活に

56) 他のイスラーム運動とは、パレスチナにおいては主にイスラーム・ジハード運動がそれにあたる。

57) イスラーム法学におけるイジュティハドは、特定の方法論に従って典拠から法規定を導き出す学的営為を指す。

58) イジュティハドの能力と資格を有する学者。

59) これは、主に世俗派ナショナリズム運動であるファタハや、左派のパレスチナ解放人民戦線(al-Jabha al-Sha'biyya li-Tahrir al-Filastin; Popular Front for the Liberation of Palestine: PFLP)、パレスチナ解放民主戦線(al-Jabha al-Dimuqrāfiyya li-Tahrir al-Filastin; Democratic Front for the Liberation of Palestine: DFLP)等を指すと考えられる。なお、第24条を「他のイスラーム運動」と題していることから、ハマースは自らをイスラーム運動という範疇に入れていることが推察されるため、そこから区別される25条は範疇として「愛国主義運動」より範疇としてイスラーム運動から区別しやすい「ナショナリズム運動」と訳出した。

関するその理念において意識の高い道徳的ジハード運動であることを確証する。そして他者と共に行動し、都合主義 (al-intihāzīya) を忌み嫌い、人々と集団の利益以外望まず、物質的利益や個人的名誉や報酬を追求しないことを確証する。

「かれらに対して、あなたの出来る限りの（武）力〔と、多くの繋いだ馬〕を備えなさい。」（戦利品章 60）

〔イスラーム抵抗運動は〕義務の遂行と神の同意の獲得以外のことを望まないのである。

パレスチナ解放のためにパレスチナの領域で活動する全てのナショナリズム潮流 (kull al-ittijāhāt al-waṭanīya) は、イスラーム抵抗運動が支持者であり支援者であること、それ以外のものとして存在することなどないことを確信すべきである。その言葉、その行動、今日、そして未来において、運動は分離せずに集結し、消滅せずに継続し、分裂せずに結束する。そしてよい言葉と純粋な試み、そして価値ある努力を賞賛する。ささいな抗争には扉を閉ざし、噂や偏った発言には耳を貸すことはない。自己防衛の権利を認識しているからである。

この指針に矛盾すること、相容れないことは全て、敵か、あるいは不安を生みだし、陣営を引き裂き、周辺的な事柄に気をそらせる目的でその歩みを踏みにじる人に騙されているのである。

「信仰する者よ、もし邪な者が情報をあなたがたに齎したならば、慎重に検討しなさい。これはあなたがたが、気付かない中に人びとに危害を及ぼし、その行ったことを後悔することにならないためである。」（部屋章 6）

第 26 条

イスラーム抵抗運動は、東か西に忠誠を誓うことのないパレスチナのナショナリズム運動を積極的にとらえている。しかしこのことは、運動にパレスチナ問題に関して、地域的、国際的な舞台で選取肢を議論することを禁じるものではない。客観的議論は、それが祖国の利益と調和している、あるいは乖離している程度を、イスラーム的観点 (al-ru'ya al-Islāmīya) に照らして明らかにするものである。

C. パレスチナ解放機構

第 27 条

パレスチナ解放機構[PLO]はハマースに最も近い仲間(aqrab muqarrabīn)の一つである。そこには、父、兄弟、親戚、そして友人がいるのである。ムスリムは父、兄、親戚、あるいは友人に背を向けるだろうか。我々の祖国は一つであり、我々の苦難は一つであり、我々の運命は一つであり、我々の敵は共通している。〔ただ、〕PLOの結成を取り巻いていた状況、アラブ世界で支配的であった思想的混乱、十字軍の敗北以来アラブ世界の影響下で起こった思想的侵略、オリエンタリストの強化、宣教、そして植民地勢力に影響され、機構は今なお世俗主義に基づく国家思想(fikra al-dawla al-almāniya)を採用している。我々はこのようにとらえている。世俗主義思想は宗教思想(al-fikra al-dīniya)と全く相容れない。立場、行動、決定がなされるのは思想の上にある。

それゆえ、パレスチナ解放機構に対する我々の評価、それがなりうるもの、そしてアラブ・イスラエル紛争におけるその役割を我々が過小評価することのないことにもかかわらず、我々は今日と

未来におけるパレスチナのイスラーム性 (Islāmīya filastīn) に代えて、世俗主義思想を採用することはできない。というのもパレスチナのイスラーム性は我々の宗教の一部であり、宗教を放棄する者は失うからである。「愚か者でもない限り、誰がイブラーヒームの教えを避けるであろうか。」(雌牛章130)

パレスチナ解放機構がイスラームをその生き方として (ka manhaj ḥayā) 採用する日には、我々はその兵士となり、その敵を焼き尽くす炎の薪となろう。これが達成される時まで、——我々はそれが早く起きよう神に求め——、イスラーム抵抗運動のパレスチナ解放機構に対する立場は、息子の父に対する、兄弟の兄弟に対する、親戚の親戚に対する立場である。

あなたの兄弟、あなたの兄弟。兄弟のいない者は、武器無しに戦地に行く兵士のようなものである。そしてあなたの従兄弟はあなたの羽のようなものである。ハヤブサは羽無しに飛べるだろうか。

D. アラブ・イスラーム諸国家と諸政府

第28条

十字軍の侵略⁶⁰⁾ は、その目的の達成のために、哀れみもなく、あらゆる卑劣な手段と手法を援用する邪悪な侵略である。それは浸透と諜報活動においてそこから情報を集める、〔フリー・〕メイソンや、ロータリー・クラブ、ライオンズ・クラブ⁶¹⁾ その他一連の秘密組織集合などの秘密組織に多く依存している。秘密、あるいは公然のこれらの全ての組織は、シオニストの利益とその導きのために活動している。それは社会の破壊、価値の無効化、責任の崩壊、道徳の失墜、イスラームへの非難を目指している。そしてシオニストは、薬物とアルコール取引の背後にあり、その多様な手法によりその支配と拡大を容易にするのである。

イスラエルを取り囲むアラブ諸国には、アラブ・イスラームの人民の息子たちのジハード戦士の前にその国境を開放することが求められる。それは、彼らの役割を受け入れ、彼らのジハードをパレスチナにおけるムスリム同胞団の兄弟のジハードと結束させるためである。

他のアラブ・イスラーム諸国は、ジハード戦士の運動の出入りを容易にすることが求められており、これは最低限のことである。

そして我々は、全てのムスリムに、ユダヤ人が高貴なエルサレムを1967年に占領した時、彼らは祝福されたアクサー・モスクの階段に立ち、「ムハンマドは死に、娘たちを後に残した」と叫んだことを想起させる機会を逃しはしない。このように、イスラエルはそのユダヤ教 (yahūdiyya)、そしてユダヤ人 (yahūd) をもってイスラームとムスリムに挑戦しているのである。「臆病者の目は眠らない」。

E. 愛国的、宗教的集団 (al-tajammu‘āt al-waṭaniyya wa al-dīniyya)、組織 (al-mu‘assasāt)、知識人、アラブ・イスラーム世界

第29条

イスラーム抵抗運動は、イスラームの人民が運動の支持者、支援者となるように、これらの集団が様々なレベルで運動の側に立ち、それを支援し、その立場を採用し、その活動と運動を促進し、それへの支援の獲得に向け行動することを望んでいる。人的、物質的、情報の、歴史的、地域的な

60) ここでは、イスラエルの手法を指すと考えられる。

61) Lions Club. 1917に米国で設立されたとされる国際的な社会事業組織。各国に支部を持つ。ここでは、「ユダヤ人陰謀論」的視点により同組織の関与を書いているが、組織としての今日のハマスはそのような立場を取っていないとは言えず、また同組織への言及も見られない。

あらゆるレベルの戦略的次元においてである。そしてこれは、会議の招集、この目的に沿った記事の流布、パレスチナの大義とそれにつきつけられているもの、それに背を向けているものに関して大衆を啓蒙することを通じて、そして解放闘争において自らの役割を果たすようにイスラームの人々を思想的、道徳的、文化的に動員することを通じてなされる必要がある。十字軍を敗北させ、タタール人⁶²⁾を追い立て、人間の文明を救済した際にそれ〔イスラームの人々〕が自らの役割を全うしたようにである。そしてこれは神にとって難しいことではない。

「アッラーは、『われとわが使徒たちは必ず勝つ。』と規定なされた。本当にアッラーは、強大にして偉力ならびなき御方であられる。」(抗弁する女章 21)

第30条

アラブ・イスラーム世界の作家、学者、情報関係の人、説教者、教師、教育者、その他の様々な分野の人々、あなた方の全てが、その役割を実践し、義務を遂行するよう呼ばれている。それは、シオニストの侵略の悪と、国の多くの部分へのその侵入と、物質的、そして情報の支配、世界のほとんどの諸国でこれらによって生み出されたもののため、である。

そこでジハードは、武器を持ち、敵と戦うことに限定されない。よき言葉、卓越した記事、役立つ本、援助、支援、これら全てが、もしその意図が純粋で神の旗を掲げることが最も上に位置するなら、それは神の道におけるジハードである。

「神の道に戦う人のために準備する者は戦ったことになり、また、神の道に戦う人の留守を立派に守る者も戦ったことになる。」(ブハーリー、ムスリム、アブー・ダーウード (Abū Dāwūd)、ティルミズイーがこれを伝える)

F. 他宗教の人々 (ahl al-dīyānāt al-ukhrā)

イスラーム抵抗運動は人間性のある運動 (ḥaraka al-insāniya) である

第31条

イスラーム抵抗運動は人間性のある運動であり、人権を尊重し、他の宗教の信奉者に対するイスラームの寛容に忠実である。そして、運動に対して敵意を見せたり、あるいは運動を妨害したり、そのジハードを無為にするために運動の道に立ちふさがる者を除いては、彼らを攻撃することはない。

イスラームの保護の下では、イスラーム、キリスト教、ユダヤ教の3つの宗教の信奉者が平和と安全の中に共存することができる。イスラームの保護なしに、平和と安全は不可能なのである。近い、そして遠い歴史が、その最良の目撃者である。他の宗教の信奉者は、その領域の支配をめぐってイスラームと戦うことを控える必要がある。というのも、彼らが支配する日には、殺人と拷問、追放しか生まれないからである。彼らは自分たちの一部の生活さえ困難にし、他宗教の信奉者については言うまでもない。過去と今日はこれを確証する例に満ちている。

「かれらが一緒でも、しっかりと防備した村とか防壁の陰でない限りは戦わないであらう。強

62) ロシア連邦と中央アジア各地に住むテュルク系民族。『憲章』の中では、モンゴル帝国のイル・ハーン朝のフラグによる侵入に言及する際に用いられ、対するマムルーク朝軍の反撃について述べられている。

いのはかれらの間の闘争心(だけである)。あなたはかれらが団結していると思うであろうが、その心はばらばらである。これはかれらが、知性のない民のためである。」(集合章14)

イスラームは、全ての権利の所有者に権利を与え、他者の権利の侵害を禁じる。我々の人民に対するナチのシオニストの実践は、彼らの侵略の間、持続しないであろう。「不正の国家は一時だが、真実の国家は時が来るまで続く」。

「アッラーは、宗教上のことであなたがたに戦いを仕掛けたり、またあなたがたを家から追放しなかった者たちに親切を尽し、公正に待遇することを禁じられない。本当にアッラーは公正な者を御好みになられる。」(試問される女章8)

G. パレスチナ人を孤立させる試み

第32条

世界的シオニズムと植民地主義勢力は、アラブ国家をシオニズムとの戦場から次々に離脱させることで、最後にはパレスチナ人が孤立するようにする賢明な政策と熟考された計画を試みている。すでにエジプトが、裏切りの「キャンプ・デーヴィッド」合意⁶³⁾によって大幅に戦場から離脱し、彼らは他の国家を同様の合意に引きずりこみ、戦場から離脱させようと試みている。

イスラーム抵抗運動は、アラブ・イスラームの人民に、この恐ろしい計画が実行されないため、そしてシオニズムとの戦場から撤退することの深刻さを大衆に知らせるための真剣で継続的な行動を呼びかける。今日はパレスチナだが、明日は他の国、あるいはまた他の国々かも知れない。というのも、シオニストの計画に境界は無く、パレスチナの後、彼らはナイル[川]からユーフラテス[川]への拡大を望む。この地域を完全に制圧した時には、この他への拡大を求める。彼らの計画は『シオン賢者の議定書(The Protocols of the Elders of Zion)』⁶⁴⁾に載っており、この存在は我々が言っていることの最良の承認である。

シオニズムとの戦場からの離脱は、重大な裏切りであり、戦う人々に対する呪いである。

「その日かれらに背を向ける者は、作戦上または(味方の)軍に合流するための外、必ずアッラーの怒りを被り、その住まいは地獄である。何と悪い帰り所であることよ。」(戦利品章16)

邪悪なナチ・タタールの侵略⁶⁵⁾と対決するためにあらゆる勢力と能力を結集させなければならない。そうでなければ、祖国の喪失、人々の追放、土地における腐敗の蔓延、あらゆる宗教的価値の破壊が起こる。全ての人間は神の前で彼が責任を負っていることを知らなければならない。

63) 1978年9月に調印されたエジプト・イスラエル間の和平合意(英語 Camp David Accords)。カーター米国大統領の仲介で、ベギン・イスラエル首相とサーダート・エジプト大統領の間で行われた。「土地と和平の交換」の原則に基づき、67年の第3次中東戦争でイスラエルに占領されたシナイ半島の返還を定め、翌年3月に締結した平和条約により両国は関係を正常化した。ハマースはここで、エジプト政府の行為を対イスラエル戦線を離脱するものとして非難している。また、同合意で謳われた、ヨルダン川西岸地区およびガザ地区でのパレスチナ暫定自治実施については、その後の和平交渉の大枠となってきた。

64) 1903年のロシアで初めて出版された反ユダヤ主義の文献(ロシア語 «Протоколы сионских мудрецов»)。「ユダヤ人が「世界支配の目的」を持っているとし、その脅威について論じる。こうした典拠に基づくユダヤ人の陰謀論的見解は、当時の『憲章』執筆者の見解であったとしても、組織としての今日のハマースの見解とは大きく異なると考えられる。

65) ここでは、「世界的シオニズムによる侵略」の比喩的表現と考えられる。

「一微塵の重さでも、善を行った者はそれを見る。一微塵の重さでも、悪を行った者はそれを見る。」(地震章 7-8)

世界的シオニズムとの戦場において、イスラーム抵抗運動は自らを、急先鋒 (ra's ḥarba)、あるいは道への一步と見なす。そして運動は、自らのジハードを、パレスチナの領域で行動する全ての者たちのジハードに結合させる。これは、アラブ・イスラーム世界レベルでの歩みによって後に続けなければならない。彼らは、戦争の商人であるユダヤ人との戦いにおいて役割を果たすことに備えているからである。

「われがかれらの間に投じた敵意と憎悪とは、本当に復活の日まで続くであろう。かれらが戦火を燃やす度に、アッラーはそれを消される。またかれらは、地上において害悪をしようと努める。だがアッラーは、害悪を行なう者を御愛でになられない。」(食卓章 64)

第33条

イスラーム抵抗運動は、敵に立ち向かう宿命の川にそそがれているように、整然とした、世界の秩序と一貫したこの全般的理解から出発する。その闘争は、ムスリム、イスラーム文明、イスラームの聖地、その真っ先にくるものとしての祝福されたアクサー・モスクを防衛するため、そしてアラブ・イスラームの人民と彼らの政府、人民のあるいは公的な組織に神を畏れ、イスラーム抵抗運動について、それとの付き合いについて考えるよう促すためである。彼らは、神の命令が下される日まで、神がお望みたまうように、助力と次々に支援を提供する支援者、支持者であるべきであるように。陣営は陣営に加わり、ジハード戦士はジハード戦士に合流し、人々がアラブ・イスラーム世界のあらゆる場所から出発し、義務の呼びかけに応答し、ジハードに來いと繰り返す。呼びかけは天の最も高い所に飛び込み、解放が実現され、侵略が追い込まれ、神の勝利が下りるまで響き続ける。

「アッラーは、かれに協力する者を助けられる。本当にアッラーは、強大で偉力ならびなき方であられる。」(巡礼章 40)

第5章 歴史の確証

侵略者と対峙する歴史を通じて

第34条

パレスチナは地球の中心であり、大陸の会合場所であり、歴史の夜明けから野心家の望みの対象であった。預言者(彼の上に平安あれ)は彼の教友ムアーズ・イブン・ジャバル⁶⁶⁾に言った高貴なハディースの中でこれを指摘した。

「マアーズよ、アッラーは私が行った後、あなたがたにシリアを開くであろう。アル・アリーシュ

66) Mu'ādh ibn Jabal. 602 頃 -639/40. 預言者ムハンマドの教友。マッカから移住してきたムスリムを受け入れたマディーナのムスリム (アンサール) の中でも著名な人物。マディーナのハズラジュ族出身で預言者がマッカからマディーナへヒジュラ (聖遷) を行う前にイスラームに入信した。後にマッカを征服した預言者に、マッカでの布教を託された。

(al-‘arīsh)⁶⁷⁾ からユーフラテスまで、その男性、女性、子供は復活の日まで居続けるであろう。あなた方のうちの誰がシリアの岸辺、あるいはエルサレムを選んだとしても、彼は復活の日までジハードの中にあるのである。」

人々は幾度となくパレスチナを求め、彼らの望みの実現のため、軍隊によってそこに侵攻した。そして十字軍が来て、自らの信仰を運び、十字架を掲げ、少しの間ムスリムを敗北させることができた。ムスリムは、宗教の旗の下に集まり、結束し、主を讃え、ほぼ20年間にわたってサラフッディーン・アイユービーの導きの下でジハード戦士として出ていくまで、パレスチナを奪還することとはなかった。これは明確な勝利であり、十字軍は打ち負かされ、パレスチナは解放された。

「信仰を拒否する者に言ってやるがいい。『あなたがたは打ち負かされて、地獄に追い集められよう。何と悪い臥床であることよ。』」(イムラーム家章12)

これこそが、解放への唯一の道であり、歴史の証拠の真実に疑いは無く、これは宇宙の原則であり、存在する自然の法則である。そこでは鉄のみが鉄を壊すことができ、イスラームの真の信仰のみが虚偽の信仰を打ち負かすことができる。というのも、信仰は信仰によってしか放棄されないからである。最終的に、勝利は真実の側にある。真実は勝つのである。

「確かにわれの言葉は、わが遣わしたしもべたちに既に下されている。かれらは、必ず助けられよう。本当にわれの軍勢は、必ず勝利を得るのである。」(整列者章171-173)

第35条

イスラーム抵抗運動は、サラフッディーン・アイユービーの手による十字軍の敗北、パレスチナの解放、アイン・ジャールート(‘ayn jālūt)でのタタール人の敗北⁶⁸⁾、クトゥズ⁶⁹⁾とザーヒル・バイバルス⁷⁰⁾の手によるその軍の敗北、人間の文明のあらゆる特質を破壊していたタタール人の破壊的侵攻からのアラブ世界の救出、これらから教訓と智慧を引き出す。そこで今日のシオニストの侵略には、十字軍の西や東からのタタール人のようなその他を含む多くの侵略が先行した。ムスリムはこうした侵略に対峙し、戦闘の計画を立て、打ち負かした。彼らはシオニストの侵略も打ち負かせるはずである。そして、意図が純粹であり、意思が真正であれば、そしてムスリムが過去の経験から学び、思想的侵略から解放され、先達者の後続くならば、これは神にとって難しいことではない。

67) シナイ半島の北東部の町の名。

68) 1260年9月3日、パレスチナのアイン・ジャールートで、マムルーク朝軍がモンゴル帝国軍の進撃を阻止した「アイン・ジャールートの戦い」を指す。

69) al-Muzaffar Qutuz. ?-1260. マムルーク朝の第4代スルターン(在位1259-1260)。イル・ハーン朝のフラグの遠征軍がシリアのアレッポ、ダマスカスを制圧し、マムルーク朝に服属を要求した際、これを拒否し、アイン・ジャールートでモンゴル軍を撃退した。

70) al-Zāhir Baybars. 1220s-1277. マムルーク朝第5代スルターン(在位1260-1277)。十字軍やモンゴル帝国との対外戦争で活躍した。アイン・ジャールートの戦いの後にスルターンに就任し、スンナ派の四大法学派の公認など、国家体制の基礎を築いた。

結語

イスラーム抵抗運動は戦士 (junūd) である

第 36 条

イスラーム抵抗運動は、その道を切り開く中で、アラブ・イスラームの我々の人民の息子たちに、運動は自らの名声、物質的利益、あるいは自らの社会的地位を追求することは無く、競争や立場の獲得のために我々の人民の息子たちの誰とも敵対することではなく、絶対にこれを望まず、ここでの、そして他の場所でのムスリムとムスリム以外で平和的な人々の誰とも対峙しないということを、何度も何度も強調してきた。運動はシオニストの敵に対抗して活動するあらゆる集団、組織、そしてその軌道にある人々に対して支援するのみである。イスラーム抵抗運動は、イスラームにその生き方、信仰として依拠し、イスラームを生き方として依拠する人々に依拠する。彼がここにも、どこにも、組織、機構、国家、あるいは他のどの集団にいてもである。そこでイスラーム抵抗運動は、戦士であり、それ以外の何者でもない。

我々は神の導きを、我々を通じて〔他の者を〕導くことを、我々と我々の人々の間で真理をもって決定を下すことを求める。

「主よ、真理によって、わたしたちと人々の間を裁いて下さい。本当にあなたは裁決に最も優れた方であられます。」(高壁章 89)

我々の最後の祈りは、神、宇宙の主に讃えあれ、である。

パレスチナ

1409 年ムハッラム月 1 日

〔西暦〕 1988 年 8 月 18 日